

— 目 次 —

○ 5月31日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第35号から議案第44号までの10議案及び意見書案1件一括議題	4
日程第4	質疑	11
日程第5	討論・採決	18
追加日程第1	建設文教常任委員会の閉会中の審査事項	24

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成22年 第3回臨時会 (5月)	議案第35号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月31日
〃	議案第36号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町一般会計補正予算（第8号））	原案承認	5月31日
〃	議案第37号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	原案承認	5月31日
〃	議案第38号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号））	原案承認	5月31日
〃	議案第39号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））	原案承認	5月31日
〃	議案第40号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））	原案承認	5月31日
〃	議案第41号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号））	原案承認	5月31日

平成22年 第3回臨時会 (5月)	議案第42号	三股小学校体育館建築主体工事	原案可決	5月31日
〃	議案第43号	梶山小学校体育館建築主体工事	原案可決	5月31日
〃	議案第44号	宮村小学校体育館建築主体工事	原案可決	5月31日
〃	意見書案 第2号	口蹄疫の発生に伴う総合的な支援対策 の早期実施を求める意見書(案)	原案可決	5月31日

○6月10日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	29
日程第2	会期決定の件について	29
日程第3	議案第45号から議案第60号までの16議案、諮問1件及び陳情2件並び に報告4件一括上程	30

○6月14日(第2号)

日程第1	総括質疑	38
日程第2	常任委員会付託	42
日程第3	常任委員長報告 一般会計予算・決算常任委員長	42
日程第4	議案第50号及び議案第58号から議案第59号並びに諮問第1号の質疑・ 討論・採決	43

○6月17日(第3号)

日程第1	一般質問	48
	12番 山領 征男君	48
	3番 上西 祐子君	55
	1番 指宿 秋廣君	62

○6月18日(第4号)

日程第1	常任委員長報告	72
------	---------	----

総務厚生常任委員長	7 2
建設文教常任委員長	7 5
日程第2 質疑	7 6
日程第3 討論・採決（議案第45号から議案第49号、議案第51号から議案第57号及び議案第60号並びに陳情第3号から第4号）	7 7
追加日程第1 意見書（案）第3号から第4号上程	8 5

平成22年 第4回定例会 (6月)	議案第45号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）	原案承認	6月18日
〃	議案第46号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	6月18日
〃	議案第47号	三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例	原案可決	6月18日
〃	議案第48号	三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	6月18日
〃	議案第49号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	6月18日
〃	議案第50号	平成22年度三股町一般会計補正予算（第1号）	原案可決	6月14日
〃	議案第51号	平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	6月18日
〃	議案第52号	平成22年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）	原案可決	6月18日
〃	議案第53号	平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	6月18日
〃	議案第54号	平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	6月18日

平成22年 第4回定例会 (6月)	議案第55号	平成22年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計予算(第1号)	原案可決	6月18日
〃	議案第56号	平成22年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計予算(第1号)	原案可決	6月18日
〃	議案第57号	平成22年度三股町公共下水道事業特 別会計予算(第1号)	原案可決	6月18日
〃	議案第58号	固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて	原案同意	6月14日
〃	議案第59号	教育委員会委員の任命について	原案同意	6月14日
〃	議案第60号	損害賠償額の決定及び和解について	原案可決	6月18日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	適任	6月14日
〃	陳情第3号	永住外国人への地方参政権付与の法制 化に反対する意見書の提出に関する陳 情書	採択	6月18日
〃	陳情第4号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対す る意見書の提出に関する陳情書	採択	6月18日
〃	意見書第3号	永住外国人への地方参政権付与の法制 化に反対する意見書(案)	原案可決	6月18日
〃	意見書第4号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対す る意見書(案)	原案可決	6月18日
〃	報告第2号	平成21年度三股町一般会計繰越明許 費繰越計算書の報告について		
〃	報告第3号	平成21年度三股町公共下水道事業特 別会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて		
〃	報告第4号	三股町土地開発公社の平成22年度事 業計画及び予算		

平成22年 第4回定例会 (6月)	報告第5号	三股町土地開発公社の平成21年度事業決算の報告について		
-------------------------	-------	-----------------------------	--	--

発言 順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
1	山領 征男	1 過疎対策について	① 厳しい財源の中での実施ではあるが、宅地分譲を進めるべきと思うがどう考えるか。 ② 過疎地域定住促進事業の奨励金をもっと増額すべきでは。 ③ 土地開発公社のあり方について。	町長
2	上西 祐子	1 口蹄疫対策と町民の安心安全な生活確立について	① 口蹄疫対策と町民への独自の支援策、防災、防疫に対する危機管理体制は作られているのか。	町長
		2 テレビ難視聴区域への対策について	① アナログ放送からデジタル放送への移行によってテレビが映らなくなる地区があると聞くがそれらの対応はどうなっているのか。	
4	指宿 秋廣	1 町税及び各種料金の納付期限について	① 口座振替と納付期限について ② 口座振替の再振替について	町長 (担当課長)
		2 口蹄疫の町単独対策について	① 税・料の減免及び徴収期日の見直しについて	町長

三股町告示第21号

平成22年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年5月26日

三股町長 桑畑 和男

- 1 期 日 平成22年5月31日
 - 2 場 所 三股町議会議場
-

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

○応招しなかった議員

平成22年 第3回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成22年5月31日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成22年5月31日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第35号から議案第44号までの10議案及び意見書案1件一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
追加日程第1 建設文教常任委員会の閉会中の審査事項
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第35号から議案第44号までの10議案及び意見書案1件一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
追加日程第1 建設文教常任委員会の閉会中の審査事項
-

出席議員（12名）

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	下沖 常美君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	岩松 健一君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	山元 宏一君

午前10時00分開会

ただいまから、平成22年第3回三股町議会臨時会を開会します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番、大久保君、10番、山中君の2人を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

議会運営委員長から報告を願います。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

ご報告をいたします。

去る5月26日議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年第3回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。会期臨時会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認についてのほかの10件及び意見書案1件であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については本日1日限りとし、議案第35号から議案第44号までの10議案及び意見書案1件については、委員会への付

託を省略し、全体審議で処置することに決定をいたしました。

また、審議の中で、事前提出された工事入札資料の詳しい説明を質疑したいとこのことが出ましたので、途中で全協に切りかえての、全協開催を求めます。

以上、当委員会の報告を終わります。

お諮りします。本臨時会は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期については本日1日限りとし、今回提案される議案第35号から議案第44号までの10議案及び意見書案1件については、委員会への付託を省略し、全体審議で処置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとし、今期臨時会に提案される10議案及び意見書案1件につきましては、委員会への付託を省略し、全体審議で処置することに決しました。また、ただいまの議運長報告の中で求められた工事入札資料についての全協開催については、日程第4、質疑の中で途中切りかえで開催することといたします。

日程第3、議案第35号から議案第44号までの10議案及び意見書案1件を一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号から第41号までの7議案については、すべて去る平成22年3月21日付でそれぞれ専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により今議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

まず、議案第35号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行例の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、三股町国民健康保険税条例の一部改正を行ったもので、簿価限度額の変更と特例対象被保険者等にかかわる国民健康保険税の課税の特例並びに特例対象被保険者等にかかわる申告の追加であります。

次に、議案第36号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明を申

し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額89億9,406万1,000円に歳入歳出それぞれ8,837万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,243万7,000円としたものであります。

まず、歳入について主なものについてご説明申し上げます。

町税は収入実績見込みにより地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金及び地方交付税等は、交付決定によりそれぞれ増減補正したものであります。国庫支出金は交付決定により減額し、県支出金は実績により減額したものであります。町債は国庫補助金の決定及び事業費の確定によりそれぞれ減額したものであります。

次に、歳出について主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項においてそれぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額したものでありますが、民生費においては、子育て応援特別手当事業の廃止と障害者の扶助費等の減額が主なものであります。衛生においては、新型インフルエンザワクチン接種事業の実績による減額が主なものであります。

諸支出金は、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の譲与分を、財政調整基金及び公共施設等整備基金にそれぞれ積み立て、予備費は平成21年度の実質収支額を見込んで増額補正したものであります。

次に、議案第37号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額28億7,468万5,000円に歳入歳出それぞれ4,410万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,879万4,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、財政調整交付金の増額並びに医療給付費と療養給付費の減額が主なものであります。

次に、歳出につきましては、退職被保険者等療養給付費の増額補正が主なものであります。

次に、議案第38号「平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額17億3,462万7,000円から歳入歳出それぞ

れ2,912万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億550万1,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、介護保険料を実績見込み等により、国庫支出金及び支払基金交付金を交付決定によりそれぞれ減額したものであります。

次に、歳出につきましては、主に保険給付費を実績に基づき減額補正したものであります。

次に、議案第39号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額1,656万1,000円から歳入歳出それぞれ78万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,577万7,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、実績見込み等により、サービス収入を減額したものであります。

次に、歳出につきましては、実績見込み等により、サービス事業費を減額補正したものであります。

次に、議案第40号「平成21年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額4億171万5,000円から歳入歳出それぞれ898万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,273万5,000円としたものであります。

まず、歳入については、受益者負担金及び使用料をそれぞれ増額し、一般会計繰入金及び町債をそれぞれ減額したものであります。

次に、歳出につきましては、事業の実績により、水道管移設負担金及び償還金利子をそれぞれ減額補正したものが主であります。また、繰越明許費25万4,000円につきましては、下水道管渠工事の繰り越しによる未収入特定財源の関係から、基金費につきまして専決処分で処置したものであります。

次に、議案第41号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額1,834万円から歳入歳出それぞれ101万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,732万2,000円としたものであります。

まず、歳入については、墓地使用料を増額し、基金繰入金を減額したものであります。

次に、歳出については、使用料還付金、需用費及び委託料等をそれぞれ減額したものが主であります。

次に、議案第42号から議案第44号までの工事請負契約の締結については、関連がございますので、一括ご説明を申し上げます。

本案につきましては、国の平成21年度第1次補正予算による経済危機対策として、公立学校に対する補助事業及び地域活性化公共投資臨時交付金を活用して、三股小学校、梶山小学校、宮村小学校の各体育館建設を繰越明許により施工しようとするものであります。

去る5月24日に、それぞれ条件付一般競争入札に付したところであります。

議案42号の「三股小学校体育館建築主体工事」については、桜木・国分特定JVが2億1,330万7,500円で落札し、議案43号の「梶山小学校体育館建築主体工事」につきましては、大淀・湊脇特定JVが1億7,120万5,992円で落札し、また議案44号の「宮村小学校体育館建築主体工事」については、吉原・井ノ上特定JVが1億4,500万5,000円でそれぞれ落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上、10議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明があれば許します。教育課長。

今回、3件の工事請負契約の締結ということで提案しておりますので、3校体育館の工事の概要について若干説明をしたいと思っております。

お手元に、三股小、梶山小、宮村小体育館建設工事関係資料ということでお配りしていると思っております。で、開いていただいて、まず、学校名ということで、学校名の下に括弧書きでしてありますが、これは現在の体育館の建設年を示しております。

で、まず三股小学校ですけれども、面積的には、計算上の形で2平米増築という格好になっております。935平米という格好になります。それから、梶山小学校ですが、243平米を増築して720平米になるということです。それから、宮村小学校については、298平米増築で767平米になるということです。

施設の構造概要ですけれども、いずれも鉄筋コンクリート平屋建て、屋根については金属板葺きという格好に、3校ともなっております。特徴的な意味では、全小学校ともステージを設けるということと、それから、まあ災害の避難場所という格好も含めて、いずれもシャワー室を設置するというようにしております。

工事の種別ですけれども、一応ここに、今回提案は建築主体だけになっておりますけれども、それ以外に、機械設備、電気設備、外構という格好で分割をして発注をするということにしております。

契約金額、落札率等については、また後ほど総務企画課長のほうから説明があると思いますので省略いたしますけれども、外構については、三股小学校が、これは秋、10月ぐらいの発注になるかと思いますが、約1,000万円程度の外構工事になるということです。

それから、梶山小学校については、工事車両が運動場等を通る、それから校門の問題もありまして、外構そのものを建築主体と同時並行でしないといけないということも多々ありますので、梶山小学校の外構工事というのは、倉庫を、体育倉庫を建設しますので、この体育倉庫についてのみ別発注という格好になります。

それから、宮村小学校については、体育倉庫も含んでおりますけれども、1,600万円程度の外構工事になるということで、いずれも10月発注ということになります。

それから、国庫支出金の関係ですが、増築をする梶山小学校、宮村小学校については、公立学校施設整備費補助金ということで、2校に5,955万7,000円がくるということになります。

それから、既存の建物の改築にかかわる部分、三股小と梶山小については、平成12年度に耐力度調査を実施しております。その分で5,000点を下回ってるということから、三股小、梶山小については、危険改築という形になります。宮村小については、耐力度調査は実施してなかったところですが、先般耐震診断を実施しまして、IS値が0.3未満ということで、宮村小については、不適格改築という形になります。

国庫支出金の合計としては、2億705万8,000円ということになっております。これに臨時交付金の1億8,650万5,000円、この中で、9,350万5,000円をこの体育館建設費に充当するということになっております。

概要としては、以上でございます。

ほかに補足説明はありませんか。総務企画課長。

私のほうからは、この体育館の建築工事に関しての入札の経過について若干ご説明を申し上げたいと思います。

まず、建築主体工事についてですが、これにつきましては、本年の4月から入札の方法等について検討をいたしてきております。やはり、昨年勝岡小学校を共同企業体でやったということもございまして、まあ、技術力を結集するという意味からも、工事の安定施工を確保することが重要だということと、それから、地域経済の活性化ということで、やはり町内の事業者の方も参入できる方法として、共同企業体とするほうが望ましいということで進めてまいりました。今回の共同企業体については、この工事限りの企業体の結成ということで、特定建設工事共同企業体で

実施したところであります。

入札の形式といたしましては、条件付一般競争入札ということで、前回勝岡の場合は、都城管内を含めた条件付一般競争入札でございましたが、今回は県内に本社、あるいは支社、営業所等を有する企業と、それから三股町の業者との共同企業体ということで、まあ、代表となるところにつきましては、経営審査事項に基づく総合評定値が850点以上、それから構成員となる企業については、町内の業者ですが、これについては650点以上で条件といたしております。

それから、出資割合については、代表企業については70%以上、ああ、70%、ああ構成員企業について30%以上ということで、といたしました。

それから、町内の業者の方については、建築業につきましては、4月28日に事前説明会をいたしまして、今申したような条件等を説明をしたところでございます。

それから、技術員、技術者の配置として、代表企業には管理技術者、構成員企業には主任技術者をそれぞれ専任で置くということが条件ということになっております。いわゆる一級建築施工管理技士あるいは一級建築士か、の資格を有する者を常時工事現場のほうに配置するというのが条件ということでございます。

公告を4月30日にいたしまして、5月17日まで、その結成の、企業体の結成の受付期間ということで出して、9社、9企業体が申請がございまして、すべて資格要件を満たしているということで、参加を許可したところでございます。

4月24日に入札をいたしまして、結果は、議案の、5月24日に入札をいたしまして、それぞれ議案のとおり、議案の42号から44号にありますとおり、落札をしたところでございます。それぞれ資料のほうがついてございますので、9業者については、その入札状況に一覧表がございしますが、その業者が入札参加をいたしております。それから、入札価格についても提示しておりますので、ごらんいただきたいと思いますが、この中で1回で一番最低の方が落札ということで、最低制限価格を下回る参加者はなかったということでございます。

以上ですね。後は、中身を見ていただければわかると思いますので、説明を省略いたしますが、以上、報告をいたします。

ほかにありませんか。町民保健課長。

順序が逆になりましたけれども、三股町、議案第33号、35号、「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、補足説明をしたいと思っております。1ページをごらんください。

一番上の、第2条第2項中「47万円を50万円」に、同条第3項中「12万円を13万円」に改めるというのは、物価限度額の変更でございまして、新旧対照表で説明いたします。3ページをごらんください。左のほうが新で、右の列が旧でございます。

まず、課税額ですけれども、2項現行の基礎課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき、算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が50万を超える場合においては、基礎課税額は50万とすると書いてありますのは、この基礎課税額というのは、国保、国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金でなっております。その分の医療給付費分でございます。それが旧のほうは47万円だったんですけれども、限度額が50万円になったわけでございます。

で、第3項におきまして、これは後期高齢者支援金等分でございます。これにつきましては、12万円が13万円になったということです。それと、中ほどの第23条、税額の軽減とありますけれども、上のほう、今説明した第2条の課税額が47万円から50万円、12万円から13万円に変わったことで、文言が変わってくるものでございます。

で、開けてもらって4ページ、4ページの(1)(2)(3)につきましては、地方税法の改正に伴い、三股の条例の文言を変更したものでございます。法第703条の5となっておりますけれども、旧のほうでは第1項って入ってございましたけれども、この703条の5というのは1項しかございませんので、それを削除しております。

それと、33万円となったのは、法第314条の2第2項に規定する金額というのは33万円ですので、ちょっと短くするために33万円となっております。で、(2)(3)についても、以上でございます。

それと、第23条の2、これにつきましては新設分でございます。戦後最悪の不況に直面するなど厳しい環境から、平成21年3月31日からの解雇等による非自発的失業者について、所得税法によって計算した総所得金額の100分の3に相当する金額に対して課税するものでございます。

それと、第、ああ、5ページ、第24条の2、これも新設で、特例対象被保険者等に係る申告ということで、まあ解雇等によって非自発的失業につきましては、申告して税額が決定いたしますので、ここに書いてありますように、当該納税義務者は離職理由、その他の事項で、町長が失業と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。で、第2項につきましては、そのことを証明する書類を提出しなければならないということです。

で、その下に書いてあります附則、この附則につきましては、4ページの第23条の税額の軽減の中の法第703条の5の1項の、第1項がとれたものに伴う文言の変更でございます。

開けてもらいまして、3項と8項が変更になった分でございます。

それと、14項、ああ、条例適用時に係る国民健康保険税の課税の特例、14項と15項、6ページの14項と7ページの15項です。これにつきましては、地方税法の改正に伴うもので、租税条約等という「等」がすべて追加になっております。旧は、租税条約の実施に伴う所得税法

と書いてありますけれども、この下に線が引いてある分についての租税条約等の「等」がすべて追加になっているものがございます。

以上でございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、意見書案第2号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

それでは、口蹄疫の発生に伴う総合的な支援対策の早期実施を求める意見書について、提案の理由を説明いたします。

4月に感染が確認された家畜伝染病「口蹄疫」は、家畜農家や関連産業のみならず、地域経済全体に大きな影響を被っています。飼料価格の高騰や景気低迷等により厳しい状況にあっただけに、今回の口蹄疫の発生は、県下に大きな衝撃が走っています。

国において特別措置法による支援が講じられることとなりましたが、本県が口蹄疫発生以前のように引き続き食料供給圏として自信を持ちながら、安全、安心な農畜産物を安定的に供給していくため、畜産経営者及び関係産業の安定的な、失礼、安定経営に向けた支援資金の助成及び特別交付税による各種関係機関が要した経費の補てん等、国において特段の措置を図られるよう、次の5項目について強く要望するものです。

- 1つ、市町村や関係機関、団体が要した経費について、特別交付税を含む十分な財政措置。
- 2つ、今回発生した一連の家畜伝染病「口蹄疫」原因の究明及び再発防止策。
- 3つ、風評被害に対する国の積極的な支援と国民に対する的確、迅速な情報提供。
- 4つ、被害を受けた畜産農家に対する経営再開までの生活支援及び経費支援の助成。
- 5つ、関連産業の持続的可能な安定経営に向けた支援金の助成。

以上について、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、官房長官、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に地方自治法第99条の規定により提出しようとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認していただきますようお願い申し上げます。

以上で、終わります。

日程第4、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第35号から第41号までの専決処分に対する質疑と、議案第42号から第44号までの議案及び意見書案に対する質疑の2つに分けて行います。

まず、議案第35号から第41号までの専決処分に対する質疑を行います。質疑の際は、議案

番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、全体審議の質疑は、会議規則により1議題につき1人5回以内となっております。質疑はありませんか。上西さん。

35号の「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」のところで、第2条「47万円」を「50万円」に、第3項「12万円」を「13万円」に改めるとあります。この影響額ちゅうんですか、それ、今までその頭打ちに、47万円で頭打ちになってて、それがまあ50万円になるわけですから、そのあたりの影響額、どれぐらいの額で、どれぐらいの人に当てはまるのか、そのあたりを質問いたします。

町民保健課長。

お尋ねの質問ですけれども、平成21年度の限度額世帯、対象世帯数は61世帯です。それで、限度額引き上げによる増は61世帯掛ける4万円。4万円といえますのは、医療分の3万円と後期支援金分が1万円で、プラス4万円で、244万円が見込みになっております。

以上です。

上西さん。

その具体的に、どれぐらいの所得の人たちが影響を受けるのか、わかってないのでしょうか。

町民保健課長。

ちょっと、その辺についてはわかっておりません。

また、調べとってください。

はい。

ほかにありませんか。重久君。

民生費の、まあ議案番号は、一般会計の補正のほうで質問いたします。農林水産業費の中に、（ ）で踏み込んでおられる補正予算額と、薬剤散布なんかしてあるんだから、衛生費に入っていないのかなという感じの意味も、今まで、補正。（発言する者あり）（「ここやね。聞こえなかったと」と呼ぶ者あり）

重久君、もういっぺんお願いします。

一般会計補正予算。農林水産。

36号。

ああ、36号。

36号。

農林水産産業費で、今度口蹄疫が出て、口蹄疫問題で、これに対処する補正の、補正組んでおられる、おられないのかね、この中には全然。（発言する者あり）

対処予算。説明を。

税務財政課長。

この議案は、21年度の専決でございまして、口蹄疫の関係は、すべて22年度の予算ということで、これには出てきておりません。

もう1本。

重久君。

それでは、前に戻ります。先ほど、国保関係の保険条例の件で質問、質疑いたします。先ほどページの6、租税、14と15に関する先ほどの課長の説明で、租税条例等、「等」を加えたという説明でございました。この「等」には何が含まれていて「等」と言われているのか説明を求めます。

町民保健課長。

申しわけございません。後でまた調べて報告いたします。

重久君。

租税条例実施特例法の、を今度は「等」に含めて、今度条例を上げておられますよね。さっき、課長の説明の中では、簡素化するためにここの分を削除してと言われる中で、「等」という言葉が入ると、何を含めて、何を意味しているのかの、おおまかですが、にいたします。——後でいいですが。

後です。町民保健課長。

すいません。後で報告いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第35号から第41号までの専決処分に対する質疑を終結します。

しばらく本会議を休憩いたします。

午前10時43分休憩

〔全員協議会〕

午前11時50分再開

ここで、先ほどの質問に対しての福祉保健課長から、保留になっておりました答弁があります。町民保健課長。

まず、上西議員の質疑で、先ほど対象世帯が61世帯で、所得

につきましては600万円、で、その限度額なんですけど、その世帯が大人2人、子供2人が600万ということです。

それと、重久議員の先ほどの「等」ということの説明ですけれども、先ほど、県に問い合わせたところ、国からの情報でまだわかってないということで、問い合わせ中でございます。それで、我々、町民保健課としては、多分、租税条約、まあ旧のほうが、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法って書いてあるんですけど、この「等」が出たのは、所得税法、法人税法及び地方税法ということの複数形、その意味で租税条約等と入ったのではないかと考えておりますけれども、また6月議会までにはっきりした回答が来ると思いますので、そのとき説明いたします。

以上です。

教育課長。

先ほど、補足説明ということで、参照の体育館の資料について説明をさせていただきましたけれども、その中で、国庫支出金、そこを増築の5,955万7,000円、それから改築にかかわる分で1億2,651万8,000円、合計で2億705万8,000円と申しましたけれども、計のところの数字が間違っておりました。1億8,607万5,000円というふうになります。訂正をお願いいたします。（発言する者あり）（「7万5,000円」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

書類をつくって出すということではなかったんですか、全協では。議長。訂正はそんな口頭でいいんですか。最初の本会議の誤った資料を（ ）。

後で正式な書類で。

いや、ほんな、総務課長は、8億の審議をするって僕が言ってるじゃないですか。（ ）ですね。議長。

そうすると、求めるのに時間がかかりますよ。

それが今日の、一番メインでしょう。そんなに、議会は軽いんですか。いいじゃないですか。通したら。めちゃくちゃじゃあなあ。口頭で8億を、本会議でも間違った数字が出てきて。

これより1時20分まで、本会議を休憩します。

午前11時53分休憩

午後1時23分再開

休憩前に引き続き本会議を再開します。

議案第42号から第44号までの議案及び意見書案に対する質疑を行います。質疑はありません。

んか。重久君。

先ほどから、先ほど全協の中でも質問がありました議案番号42、43、44について質疑いたします。

皆さんの手元にお渡ししました資料は、三股町公告第22号、公告文書であります。「条件付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します」ということで、平成22年4月30日三股町長桑畑和男、町長名で出されたものであります。

その中で、右側のほうに黄色い枠で囲ってあります。「セ」というところの文言であります。「代表者にあつては、監理技術者として、建築一式工事にかかわる監理技術者資格を、他の構成員にあつては、主任技術者として建築一式工事にかかわる監理技術者資格または主任技術者資格（一級建築管理技士または、これと同等以上の資格）有する自社と直接的かつ入札執行前3カ月以上の雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できるものであること」という条件が入っております。

これについて質疑いたしておりますのは、問題になっております1業者の資格の中に、この人がどう当てはまるか、総務課長に質疑いたします。（発言する者あり）そうです。

総務企画課長。

吉原・井ノ上特定建設工事共同企業体に係る主任技術者についての話だろと思いますが、吉原建設においては、監理技術者を配置ということになっております。審査の段階で、そして井ノ上組においては、主任技術者の配置ということになっております。まあ、審査の段階で、そういった届け出の審査を、届け出によって、技術者関係の審査をしたところでございますが、吉原建設についても、井ノ上組においても、それぞれそういった技術者を配置してございまして、その届け出がきております。

以上です。

重久君。

入札の前提で、公告文書において、資格審査と、当てはまるということ等を書類上出されたので、まあ権利は有しているという説明でありました。そこで、一級建築士またはこれと同等以上の資格ということで括弧書きしてあるところによって、この入札、落札された業者の、先ほどの説明では、親においては専従でその資格者が務められること。で、子においても、それ等の資格があつて、その監理を務めると言っております。私は、この欄を見て、一級建築士だと思っておりますが、この点について、一級建築士なんでしょうか、一級土木施工管理技士か、そのへんたいとをして、そしてそれにつけ加えて、これまでの、そのつけ届けしてある個人の実績をお示してください。

以上。

総務企画課長。

この共同企業体におかれましては、資格取得は一級建築施工管理技士でございます。この要綱、公告の中にありますように、一級建築管理技士またはこれと同等以上の資格ということで、同等以上の資格は一級建築士ということになります。

実績は。

総務企画課長。

実績については、それぞれの企業において、実績が、実績の中で出て来ていると思いますが、この個人的に、この方の実績となると、ちょっと調査をしないとわからないんですが。よろしいでしょうか。

重久君。

町がこうやって受けつけるときに、落札した場合には、この人が専任及び専従者となるということの、名前だけは受けつけた、資格は持ってるかと。現に、今8億の、総体8億の審議をしているときに、実績は個人のあれで、まだ受けつけてないというのは、課長、ちょっと疑問ですよ。ないんじゃないの、実績は。

総務企画課長。

これにつきましては、それぞれの企業においての実績ということでございます。吉原建設については吉原建設の実績ということで、吉原建設については代表でするので、そういった、うちが発注した工事同等の、工事を既に実績としてあるかどうかを確認をしたところでございます。

重久君。

答えになってないね。問題は、吉原さんに問題はないよ。ベンチャーを組んでいる親子の関係である。そりゃあ、100対0ならそれでいいですよ。100対0なら。親が立派だからいいですよ。子を育成しますよ。それも1億7,000万の額ですか、これは。ねえ。その中で100対0なら、それでいいです。あなたが言うように、この資格にあってます。私が問題にしているのは、子のほうの実績を問うて、その子で専任で、そこで建築士で頑張っておられる人の話をお尋ねしているわけです。答えになっていない。

総務企画課長。

あくまでも、体育館の建築工事については、親の実績、まあ代表となる親の実績で審査をしたんですが、その構成員になるところは、今落札されました3社においても、こういった体育館の工事については実績がないということでございます。ただし、それぞれ民間なり公共などで建築工事については請け負い実績があるということで考えております。

重久君。

答えになってないんですよ。実績をお示しくださいって僕は言ってるだけなんです。思うんじゃないんですよ。書類審査されたんでしょう。だから、その実績をお示しください。書類なりに口頭なりに、どここの何をしておられた方だと。そうでないと、1億の体育館は任せられないというのが私の意見ですが、教えてください。

総務企画課長。

井ノ上組さんにおかれましては、平成20年度に町の旭ヶ丘公園の解体工事、便所解体工事について実績がございますし、そのほか、民間工事等で建築の工事をされております、新築工事をされております。

ほかに質疑はありませんか。（「民間については言えないやろう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので。重久君。

それでは、実績を私は口頭であるということで。

重久君、もう、その議案については。

わかりました。

5回を過ぎてます。

じゃあ、この44号から43号一括で言いましたけども、この中に補足説明、資料を出してくれということで、電気設備関係の、あれ、落札工事になってますけど、これも議案としては取り扱っていただけないんですか、質疑としても取り扱っていただけないのか、議長采配で判断していただきたい。

以上。——関連だわ、総額幾らになるという関連ですよ、この。議長采配ですから。

議案には直接関係ないということで。

落札率は。

落札率。落札率は、ちゃんと書いてあります。

（ ）水道、電気施設関係がそれぞれでの指定数字を質疑したいんですが。

議案そのものは、本体の契約案件ですので。そのために、さっき全協もやりましたし。

（ ）資料が出てきたので、関連して質問したかっただけですから、議長がいや、後でいい。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第42号から第44号までの議案及び意見書案に対する質疑を終結します。

日程第5、討論・採決を行います。

議案第35号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議あり。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第35号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

議案第36号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町一般会計補正予算（第8号））」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第36号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

議案第37号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第37号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

議案第38号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第38号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

議案第39号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第39号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第40号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

議案第41号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成21年度三股町墓地公園事業

特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第41号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号「工事請負契約の締結について（三股小学校体育館建築主体工事）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。重久君。

この案に対しまして、私は、非常にこちらから呈した疑問に対しても答えられない。そして、三股町民の多くが、この緊急時に3つもつくるということに、一般の方も多くの批判をしております。学校教育が前提の体育館建設とはいえ、かつてない、3つも同時着工ということに対して、非常に疑問を持っております。教育委員会におかれましては、2名しか教育委員がおりません。どういう選定で県にしんちょうし、討論されて、ここに至ったのかもなはだ疑問であります。

それから、先ほど私が言いました資格審査に対しても、同等の資格と言われますが、同等で1億、1カ所について1億7,000万、1億4,000万、2億何、総額8億と。このような大きな公共工事でございます。

前年行われました勝岡小学校の入札において、親と子と決めてベンチャーを組まして取り組まれた成果が何ら私は見えていないと。なぜ、前回された入札の結果を生かされて、三股町の税金が使われている今度のこの予算においても、その反省が生かされていないのかな。だから、親と子の関係を3つもつくらして、3つの業者さんに無理がいつてるはずですよ、地元とはいえ。

今、先ほどの課長の説明による一級建築士、管理技士、またはこれと同等以上の資格ということで説明がありましたが、実績は解体工事をされている、実績は民間の家をつくったというようなことであります。果たして本当でしょうかね。口頭で言われただけで、その資格要件としては、私は見えていないと言われたさっきの話から、我々議員にはその資格、中身さえ提示されない。書類で出してくれということで私が言っても、「いいじゃないか」と。「私が自分で持っている書類で報告したんだから、いいじゃないか」というような議論であります。

私が知っているのは、同じ入札に入った人たちから「不均衡だ、不公平だ」と言われています。一生懸命建築の技術を磨いている業者さんがいます。1回に3つもあったんじゃあ、私の技術は

今まで何だったんだと。彼が落とすのは自由競争ですよ。私から言う例え話は、床屋さんが一級の免許を持ってるから落札したというような結果になっております。

ほんとに、ここに公告の町長名で出されている資格要件、そして我々議員が常に言っております。地元で税金を落とさんと意味がないじゃないか。この趣旨からも大きく大きく外れております。三股町民が、本当に切実、緊急かつ、つくってほしい体育館なんではないかな。

そして、これに関連して、先ほど質問しようと思ったら、あれはないっちゃったけど、三股町の設備で、予定価格4,200万を96%で木佐貫さん、梶山小学校は真和さんが96%で400万、宮村小学校は福元さんが96%で640万。電気においては、幸栄さんが94%落札で1,900万。萩原電設が95%で830万、谷山電設が95%で1,100万という、片っ方じゃあ指名をした、こういう関連の人たちが、何と95%、落札されておる。これが指名です。

先ほど全協で問題になりました。資格が、今までの実績がないところには入札させないんだという。実績がないと。真和さん、福元さん、木佐貫さんに実績があります。じゃあ、ほかにも資格要件を満たすだけの、水道関連の免許を持っておられる業者がまだ3社、4社おります。一生この人たちは三股で仕事をしていますが、資格を取っただけで、今んとこ1回も入札にあずかってない、指名にすら入ってない。ここがやらない。そして、この6社は年間1億近く、総事業費で受け取っております。片っ方、同じ三股町の建設業者は、競争入札です。競争入札です。業者として、ほんとに公正、中立、公平な入札行政になっておられるんじゃないかな。

本当にそれで百条委員会から、もう何十年もたってますが、それを足場にされて、ここに生かされた入札行政になっておられるのか。はなはだ疑問でもあり、都城市のほうからも、三股は3つもいっどき体育館つくりやいが、もう合併すつとやろうかいと。銭がねえかい、駆け込みで予算つくっさねえ、どんどんすつとやろうかいと、変なうわさが立ちます。自主自立でやってるなら、自主自立の方向にある、自主自立のためのまちづくりに、これが本当に同時着工の基礎なのか、私は、はなはだ疑問だから、ここに討論をしておるわけです。大丈夫ですか、本当に大丈夫ですか。緊急かつ予算組みをして、緊急かつ、そして公正、公平、明大な議案として提案されているのか。ここは一旦中断されて、口蹄疫の推移を見守りながら、そこにお金を出すべきがトップが取るべき姿勢ではないのか。

教育予算は、ことしできなかつたからつって、来年でもつきます。有利な予算、有利な予算、ほんとに有利な予算でしょうかな。国、県、すべて結果を私は求めていきたいと思えます。ほんとに三股だけに3つもつくるような、県、国の想定ですかね。宮村小学校においても、梶山小学校においても、失礼ですけども、費用対効果においては70名しかいないのよ、実績。今後ふえる見込みがあれば、その子供たちに1億何ぼ予算を投じた効果があろう。

長田小学校、プール、長田小学校の体育館、見てください。町民がこんな批判しております。

立派なのをつくっていただいたから、それは立派で、批判はありませんよ。しかし、それだけの物をつくった後に、ある議員さんはもう落選されておりますね。結果を見れば、町民は、こんな金を使ったやつを、やっぱり早々に議員さんに対しては判断をされております。どうかそのへんたいをお含みください。

宮村小学校の近くに緊急の避難場所が必要だと課長は説明されましたが、2つあります。第三地区公民館と、近くに。私は無駄だとは言ってませんよ、無駄とは言ってません。しかし、緊急かつ、そこにつくらざる必要性を見たときに、無駄な投資ではないかな。無駄事業仕分けでいくと、私はカットされる気がしますけど、あとは議員さん方めいめいの判断にお任せはしますが、今後の三股町の方向性として、絶対つくらなけりゃいけないことはわかりますが、絶対つくらなければいけないということにとっては、年次計画の見直しとか、そういうのもあろうかと思えます。私はつくるなとは言ってません。しかし、緊急かつ問題と、必要性を考えると、もう1回考慮すべき問題かなと思って言っております。

以上。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議がありますので、起立により採決します。議案第42号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号「工事請負契約の締結について（梶山小学校体育館建築主体工事）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第43号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

ご異議がありますので、起立により採決します。議案第43号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案43号は原案のとおり可決されました。

た。

議案第44号「工事請負契約の締結について（宮村小学校体育館建築主体工事）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

ご異議がありますので、起立により採決します。議案第44号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案44号は原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第2号「口蹄疫の発生に伴う総合的な支援対策の早期実施を求める意見書案」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより意見書案第2号を採決します。意見書案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり決しました。

意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

お諮りします。今期臨時会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

本日、指宿建設文教常任委員長より、所管の閉会中の調査申し出がありました。内容は口蹄疫対策で、議会としても閉会中常任委員会を開いて調査を行う必要があるというものでございます。

お諮りします。この際、建設文教常任委員会の閉会中の審査事項報告を、日程第5の次に追加し、追加日程第1として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、建設文教常任委員会の閉会中の審査事項を日程第5の次に追加し、追加日程第1として措置することに決しました。

議事日程表日程第5の次に、追加日程第1「建設文教常任委員会の閉会中の審査事項」とご記入ください。

追加日程第1、建設文教常任委員会の閉会中の審査事項を議題とします。

お諮りします。建設文教常任委員会については、口蹄疫対策に関する調査を、口蹄疫が終息するまで、議会閉会中も活動できるようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、建設文教常任委員会については、口蹄疫対策に関する調査を、口蹄疫が終息するまで、議会閉会中も活動できるように決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午後1時56分休憩

〔全員協議会〕

午後2時08分再開

休憩前に引き続き、本会議を再開します。

それでは、以上で、平成22年第3回三股町議会臨時会を閉会します。

午後2時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 大久保義直

署名議員 山中 則夫

三股町告示第24号

平成22年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月7日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成22年6月10日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

○6月14日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成22年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成22年6月10日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成22年6月10日 午前10時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第45号から議案第60号までの16議案、諮問1件及び陳情2件並びに報告4件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第45号から議案第60号までの16議案、諮問1件及び陳情2件並びに報告4件一括上程
-

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	下沖 常美君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	岩松 健一君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	山元 宏一君

午前10時03分開会

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、口蹄疫の疑いが昨日都城市で発生したことに伴う説明がございますので、ここで本会議を暫時休憩し、全員協議会といたします。

午前10時03分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時30分再開

休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において5番、重久君、9番、中石君の2人を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告をい

たします。

去る6月8日、議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年第4回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されました議案は、専決処分した事件の報告及び承認について外の16件、諮問1件、及び陳情2件、並びに報告4件であります。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、議案第50号については、口蹄疫関係を含む補正予算で、早期執行を要することから、一般会計予算・決算常任委員会付託後、14日に審議することに決しました。

また、議案第58号から議案第59号並びに諮問第1号の人事案件については、委員会付託を省略し、全体審議で措置し、14日に先議することに決しました。

その他日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、当委員会の報告を終わります。

お諮りします。本定例会はただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月18日までの9日間とすることとし、また議案第58号から議案第59号並びに諮問第1号の人事案件については、委員会付託を省略し、全体審議で措置し、14日に先議することとしたいと思いますがこれに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3、議案第45号から議案第60号までの16議案、諮問1件及び陳情2件並びに報告4件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年第4回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第45号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正が、第174回通常国会において可決され、平成22年3月31日に公

布されたところであります。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、本町の関連条例につきまして所要の改正措置を講じたものであり、平成22年3月31日付で、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条の第3項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

今回の改正は、「所得控除から手当へ」などの観点から、個人住民税における諸控除の見直しを行ったものであります。また、個人の株式市場への参加を促進する観点から、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されたものであります。

町たばこ税の税率においては40%の増となり、1本当たり1円32銭のアップとなったものであります。

次に、議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年分の収入申告に基づき、平成22年度の国民健康保険税率を改正するものであります。

改正の内容は、医療分、後期高齢者支援分、介護分の所得割をそれぞれ引き上げて、均等割、平等割をそれぞれ引き下げるものであります。

次に、議案第47号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、町有地の効率的な管理と有効活用を図るため、寺柱児童遊園を廃止することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第48号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、下水道への早期接続対策といたしまして、供用開始後、3年以内の接続者の受益者負担金を100%免除する制度を平成22年度から導入することに伴い、既に接続されている方々の不公平感を解消するため、納付いただいております受益者負担金を全額、現金で還付するために、先の3月定例議会で条例の一部改正を議決いただいたところであります。

しかし、その後、現金を還付するのではなく、町内の地域経済の活性化、景気対策の観点から商品券を交付する方法に変更させていただきたく、3月議会で議決いただきました改正部分を廃止させていただくため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

前回議決いただきました条例の早々の改正となりましたことを深くお詫びを申し上げます。

次に、議案第49号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、「職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正しようとするものであります。

「育児・介護休業法」は、育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済および社会の発展に資することを目的といたしております。

今回の改正は、今後、さらに次世代育成支援を進め、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、所要の措置を講じたもので、育児休業や育児短時間勤務などの期間などを延長し、また対象者の範囲や要件等に係る制約を緩和しようとするものであります。

次に、議案第50号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、本年度の人事異動に伴う、給与費等の人件費及び県補助金等の内示に基づく補正のほか、家畜の口蹄疫対策費用等を補正するものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額79億円に歳入歳出それぞれ1億1,227万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,227万1,000円とするものであります。

まず歳入について主なものをご説明申し上げます。

県支出金は、口蹄疫対策費用等を追加補正し、繰入金は口蹄疫対策事業に伴う町負担分の財源を財政調整基金より補てんしようとするものであります。

次に歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う費目間及び会計間の組み替えによる、人件費の増減等を補正するものであります。

農林水産業費は、このたびの家畜の口蹄疫発生による、畜産農家の各種借入資金に対する利子補給費用のほか、家畜の出荷遅延対策事業費等を増額補正するものであります。

次に、議案第51号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億6,401万4,000円から歳入歳出それぞれ416万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,984万7,000円とするものであります。

歳入歳出ともに今年度の人事異動等による増減補正であります。

次に、議案第52号「平成22年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額191万2,000円に歳入歳出それぞれ153万8,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ345万円とするものであります。

歳入歳出ともに平成21年度の清算によるものであります。

次に、議案第53号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億710万2,000円に歳入歳出それぞれ114万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億824万2,000円とするものであります。

歳入歳出ともに本年度の人事異動等による人件費の増減補正と、平成21年度の保険料の収納と、広域連合への納入の差額を繰り越し処理したことによるものであります。

次に、議案第54号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額17億2,325万3,000円に歳入歳出それぞれ47万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,372万4,000円とするものであります。

主に今年度の人事異動に伴う人件費を補正し、歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等をそれぞれ増額補正し、歳出につきましては総務費及び地域支援事業費等を増額補正するものであります。

次に、議案第55号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,094万1,000円に歳入歳出それぞれ136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,230万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金の増額補正であり、歳出につきましては、今年度の人事異動による増額補正及び公共下水道事業や、農業集落排水事業の接続率をさらに引き上げるための施策として導入いたします、三股町下水道排水設備設置資金融資利子補給補助金2万6,000円を新たに予算措置するものであります。

次に、議案第56号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,514万5,000円に、歳入歳出それぞれ92万6,000円を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ3,607万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金の増額補正であり、歳出につきましては公共外の設置要望に伴う工事請負費の増額補正と梶山地区と同様に利子補給補助金2万6,000円を新たに予算措置するものであります。

次に、議案第57号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億8,678万8,000円に歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,681万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正であり、歳出につきましては既に納付をいただいております受益者負担金を現金で還付するために予算措置しておりました、償還金利子及び割引料の2,062万5,000円を減額し、先ほどご説明いたしました議案第48号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」の上程に伴いまして、早期接続対策交付金として交付するために、負担金補助及び交付金を増額する予算の組み替え措置並びに、梶山地区及び宮村南部地区の各農業集落排水事業と同様に、利子補給補助金2万6,000円を新たに補正措置するものであります。

次に、議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価審査委員会の委員につきましては、地方税法第423条の第3項に規定されており、職務は固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定するものであります。

委員の選任につきましては、当該市町村の住民、市町村税の納税義務者である者、または納税義務がある者以外の者で、固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、議会の同意を得て、町長が選任することになっており、その任期は3年となっております。

当該委員のうち、清永一夫氏が6月27日付をもって任期満了となっており、このたび勇退されることとなりました。氏につきましては、5期15年間にわたり、町政にご協力をいただき、その崇高なるご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。

そこで、その後任につきましては、種々人選の結果、垣内和美氏を最適任者と認め、ここに提案するものであります。

次に、議案第59号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は、生涯学習の推進、国際化、情報化等の進展と相まって、青少年非行の増大等、大きな社会問題となって危惧されております。

また、文明と自然と調和を目指して、香り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適應する教育の推進、並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員の機能と役割は

大きなものがございます。

さきに森隆一氏が事情により、平成22年3月31日付で辞職されたところであり、氏は5年6カ月の間、本町の教育振興に対する情熱と、ご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表したいと存じます。

教育委員は「人格が高潔で教育、学術及び文化に対して識見を有する者」の選任が望ましく、また、さきに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮はするとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう）である者が含まれるようになったことから、後任者として、種々検討の結果、黒木兼一郎氏を最適任者であると認め、ここにご提案を申し上げるところであります。

現在のところ2名の欠員が生じておりますが、今回は1名のみのご提案となっております。あと1名につきましては、なるべく早期にご提案をいたしたいと考えているところであります。

次に議案第60号「損害賠償額の決定及び和解について」ご説明申し上げます。

本案は、文化会館内の防火扉の開閉によって起きた人身事故について、被害者との示談が成立いたしましたので、損害賠償の額を決定し、和解するため議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続きは町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、本町の人権擁護委員として要職にあられる南畑静子氏の任期が平成22年9月30日付で満了となります。

氏は、2期6年間にわたり常に自由人権思想の普及に努力されており、引き続き人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、16議案と諮問1件について、それぞれ提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いをいたします。

なお、今議会に報告4件を提出いたしております。

報告第2号「平成21年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成21年度三股町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「三股町土地開発公社の平成22年度事業計画及び予算」、報告第5号「三股町土地開発公社の平成21年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定に基づき、議会に報告をするものであります。

よろしくご理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

補足説明があれば許します。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時00分休憩

[全員協議会]

午前11時05分再開

休憩前に引き続き本会議を再開します。

以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散
会いたします。

午前11時05分散会

平成22年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成22年6月14日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成22年6月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 常任委員長報告(一般会計予算・決算常任委員会)
日程第4 議案第50号及び議案第58号から議案第59号並びに諮問第1号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 常任委員長報告(一般会計予算・決算常任委員会)
日程第4 議案第50号及び議案第58号から議案第59号並びに諮問第1号の質疑・討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	下沖 常美君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	岩松 健一君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	山元 宏一君

午前10時00分開議

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案されましたすべての議案及び報告に対する質疑であります。くれぐれも一般質問のようにならないようご注意ください。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。

なお、質疑は会議規則により同一の議題について定例会では3回を超えることができないとなっております。

質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

質疑ありませんか。上西さん。

議案番号50番の一般会計補正予算で、口蹄疫の予算が上程されておりますが、この間、都城に発生してこの状況が少し変わってきたんじゃないかなというふうに思うんですが、その場合、この補正予算のほかに、町長にお伺いしますが、何か新たな状況変化で追加とかいうふうなことは考えていらっしゃるのか、それと、もしものときの人的配置、そのあたり、都城との協力体制、そういうふうな支援体制、そのあたりと、それと今言ったように人的配置のことで、もう職員の方はそれこそ夜中にも出たりして、きのうも産業振興課の職員も仕事で出てらっしゃいましたけど、大変な過労になってるんじゃないかなと。聞くところ

によると、倒れた人もいらっしゃるというようなことも聞いたもんですから、そのあたりの、この補正予算のほかに何か考えてらっしゃることがあればお聞きします。

町長。

今回の補正1号に、口蹄疫関係の補正をいたしておりますが、これにつきましては、高崎に発生したのが6月の9日でございます。その以前の状況において、この補正予算を計上いたしておりますので、状況がこの20キロ以内に入ったということから、状況が変わっております。そういうことで、今後またその辺の状況を考えて今後のまた補正予算というものが出てくるというふうに考えております。生活支援の問題、購買者関係の支援の問題、それとまた枝肉等の価格差額の補てんの問題とか、いろいろ問題が出てくるんじゃないかというふうに考えております。そういうことで、都城のほうとも十分連携をとりながら、同じ圏域でございますのでね。そういうことを考えて、今後処置したいというふうに考えております。全容のことについては、主幹課長のほうから説明をさせます。

以上です。

産業振興課長。

現在、消毒ポイントということで山之口町の広域農道で今現在、町の職員が対応しておりますが、ここについては、きょうから、JA、それからシルバーセンター等の活用、それから一応今、市の対策本部とまた協議しておりますので、その中での深夜についてもそういう支援体制を行うように、今協議を、それについて、今協議しているところでございます。で、職員については少しでも軽減してもらって、いざというときの対応に体制につくっておかないといけないということもありますので、そこあたり十分検討していきたいと思っております。

総務企画課長。

都城との支援対策、お互いの支援体制ですが、これにつきましては、今週の初めにうちの企画のサイドと都城市の企画のサイドと協議をして、支援協議協定ということで三股に発生しても、都城に発生しても同じような形で支援体制ができるような対策を協議しようというふうになっておりますので、早急にこれも行いながら、進めていきたいというふうに考えております。

上西さん。

それはわかりましたが、ニュースを見ると、都城の職員たちが防護服に身を固めて行く写真がありましたが、そういうふうな、もし発生したときの、そういう体制とかは、補正なんかでは組まなくていいのか、いろんな器具とか、服とかいろんなものがあれしてきますよね。そういう場合のその補正とかは考えていらっしゃらないのか。

産業振興課長。

現在ですね、担当のほうで防護服とか必要なものの購入等を今やっておりますが、それについては一応予備費で一応予算をもらっておりますので、今対応しております。あとはまた、発生したときは本当に専決予算等でさせてもらわないと対応ができないと思っております。実際幾らお金がかかるかっていうのもちょっと把握ができないっていうのが現状です。

以上です。

指宿君。

1番です。私は議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について」という議案について町長にお伺いをいたします。

町長は提案理由の中で、これについては専決をいたしましたよとなったんですが、同じ案件で、5月31日に臨時議会が開かれていますね。171条の規定というのは、どれをもってされたのか。別に議会を開く、緊急開く余裕はなかったということになるんですか。どういうふうになるんですか。

これは3月31日に専決されているんですね。5月31日は臨時議会があったんですね。何で今なんですか。お答えください。

町長。

45号につきましては、実際はこの前の臨時会ですね、上げるのが妥当であったというふうに考えております。

ところが、国のほうの地方自治法の改正等の関係で、どうしても、これがそのときはできなかったということで、今回、専決処分として議会のほうにご提案を申し上げたところでございます。

詳細については、財政課長のほうから答弁をお願い申し上げます。

指宿君。

町長に聞いているんで、主幹課長が、町長がこれ提案されているんで。

国保の条例改正のときには、地方税法改正に伴うというふうにあったと思うんですね。同じ条例改正で、3月31日に専決をして、開くことができなかった。開くことはできたわけで、ならこの171条のどの項目で今回されているのか、再度ですね町長が提案されているわけですからよろしく願いいたします。

町長。

これについては先ほど答弁したとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

指宿君。

ご理解をしてくださいと、この地方自治法のですよね、3号に前2項2つですね、今さっき言ったのが1項ですから。「規定による処置については、普通公共団体の長は——三股町長ですね——次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」地方自治法に書いてあるんですよ。ご了解じゃなくて、地方自治法違反ということになるんですが、そういう認識があったと仮に善意的にすると、なぜこの前提案されたときに主幹課長もしくは町長のほうから謝罪がなかったのか。補足説明ゼロやったですね。「これについては、こうこういう理由でこうでした。だから今回、5月31日に付すことができませんでしたので、陳謝を申し上げて、提案いたします」ぐらいはあってしかるべきだったんだろうと思うんですが、それも入れてご了解はできませんので、答弁をお願いします。

町長。

これについては、言われるとおり、専決処分した場合は次期の会議にこれを議会に報告するというふうに自治法ではなっております。言われるとおり、前回の議会のとときにその辺のことを議会のほうに事前に、理解を、報告をしとけばよかったわけですけども、その辺がなかったということで、これについてはひとつおわびを申し上げる、いうふうに考えております。以上です。

ほかにありませんか。

これはですよ質問3回は使っているんですか。だから先ほどの私が言ったように、なぜその提案のときにこれについて、こういうことですよ、だから議会の皆さんと、補足でも何でも言うべきじゃったんじゃないんですか、わざわざこげて調べてこんでもいようにですよ。これ最初の提案されるときに、陳謝をされるのか、担当課長が陳謝をするのか、何かないと地方自治法、要するに法律でしてるといことなんだから、要するにそれを目指してこれで書かれているわけですよ。要するに議会はこれについて何もなかったということになるとおかしいと。ほかの議員さんが何と思われるかわかりませんが、私のほうからは以上です。

町長。

先ほどもおわびを申し上げましたが、再度心から陳謝を申し上げたいと思います。以後こういうことのないように、今後十分注意しながらやっていきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案及び陳情は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各議案及び陳情はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

さらにお諮りします。開会初日の議会運営委員長報告のとおり、議案第50号については、一般会計予算決算常任委員会に付託審査後、本日詮議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

これより委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時13分休憩

午後3時15分再開

休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第3、常任委員長報告を行います。

一般会計予算・決算委員長お願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

それではお待たせいたしました。

一般会計予算・決算常任委員会の審査の結果及び概要についてご報告いたします。当委員会に付託された案件は議案第50号1件であります。

議案第50号「平成22年度一般会計補正予算（第1号）」についてご報告いたします。

本案は人事異動に伴う給付と給付費等のほか、県の口蹄疫対策事業補助等の内示決定に基づき、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額79億に、歳入歳出それぞれ1億1,227万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,227万1,000円とするものであります。

それでは、歳入について主なものをご説明いたします。

県支出金は、県補助金と委託金を増額補正し、繰入金9,000万円は財政調整基金により繰り入れするものであります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。

歳出の各款にわたる給付費等については、4月の人事異動による費目間の組み替えや特別会計等の人権費等の増額補正であります。農林水産業費は口蹄疫対策事業支援事業、利子補給補助金等が主なものであります。

また、今回補正による収支調整額1,494万7,000円を予備費に計上するものであります。審査の経過の中で附帯意見として、口蹄疫支援と予備費充用について2点の意見がありました。

1点目の口蹄疫に関して、口蹄疫の発生により、深刻な影響を受けている農家ばかりでなく、畜産物を取り扱う中小企業等の業種に対しても、幅広い町独自の支援策を行うべきであるという附帯意見がありました。

2点目の予備費充用については、平成22年度補正予算（第1号）で、予備費が2,594万7,000円になっております。口蹄疫で緊急に必要なことは理解できますが、安易に予備費充用をすることなく、町長の専決処分で行い、次回の議会に報告することという意見であります。

以上2点が附帯意見でありました。

当委員会では審査の結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

日程第4．質疑・討論・採決、これより議案第50号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

ここでお諮りします。本案は議員全員で審査しておりますので、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑は省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり決しました。

次に、議案第58号「固定資産評価委員会委員の選任について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第58号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第59号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第59号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり同意されました。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

諮問第1号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後3時22分休憩

午後3時24分再開

休憩前に引き続き、本会議を再開します。

以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時24分散会

平成22年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成22年6月17日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成22年6月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君

福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	下沖 常美君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	岩松 健一君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	山元 宏一君

午前10時00分開議

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。発言順位1番、山領君。

〔12番 山領 征男君 登壇〕

おはようございます。冒頭ではございますが、今回の口蹄疫の蔓延によりまして、多大な被害をこうむっておられる方々に心からお見舞いを申し上げます。そして、このことにつきまして多大なご尽力をし、心痛をされておられる方々に感謝を申し上げ、1日も早い口蹄疫の終息の日が来ますことを願いたしまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は先ほど議長からありましたように、限られた時間の中での一般質問のようでございますので、私もなるべく簡潔に質問をいたしますので、町長におかれましてもご理解ある短い答弁をお願いいたしておきます。

私が通告しましたのは、過疎対策についてでございます。①の宅地分譲についてであります。町長は過疎について、3期目の立候補のときに公約を掲げておられます。8項目にわたる公約ですが、その大きな2番目として、過疎対策、ちょっと読み上げますが、「あなたも住みたくなる過疎地対策」というのを出しておられます。「すばらしい自然を生かし、そこにマッチした町営住宅を建設し、さらに住環境や通学路などの整備を進め、新たな人口増を図ります」と、こう書いておられます。

この、町営住宅の建設について、庁舎内でどれほどの協議がなされ、どこまで話が進展したのか、あるいは全然話もなかったのか、私を知るすべもないわけでございますけれども、宅地造成という形ではありましたけれども、その代替として、梶山の1期、2期の宅地造成工事、そして現在進行しております宮村の宅地造成工事、そうしたことで私たちも何とか救われるような気がしておるわけでありまして。質問の要旨には厳しい財源の中ではあるがと書いておりますけれども、厳しい財源だからこそ、この事業が一番有利であるというふうを考えるわけでございます。

と申しますのは、計画してから1年目に、測量、設計、2年目に用地買収、3年目に宅地造成——造成工事ですね——そして売却となるわけですから、4年ぐらいたら原価に近い金がまた役場に戻ってくるわけですが、非常に有利であるというふうに私は考えておるわけでありませぬ。

ただ単に、学校の複式が解消されたからそれでいいというものではございません。もっともっと積極的にこの過疎対策に取り組んで、活性化を図っていただきたい、と思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、②の過疎地の定住促進事業奨励金でありますけれども、これは当初100万でございましたが、いつの間にか80万に落とされてしまいました。これは、条例でなく、規則と規定で行われるわけですが、当局の意のままにどうにでもなるわけですが、町長のこの先を見通した公約とすると全く正反対のことであります。一方では砂糖水を飲ませると言いながら、一方ではもう塩水を飲ませるようなわけでありまして、過疎地の皆さんにとりましては非常にショックが大きかったわけでありませぬ。

そこでお聞きしますが、町長はその「言」と「動」の不一致に何もこう異議を感じなかったものかお答えを願いたい。そして、今からでも遅くありません。その奨励金をもとの100万円に戻す勇気はないものか、お答えを願いたいと思います。

さらにまだございますが、あとは質問席から質問をさせていただきたいと思ひます。

町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

おはようございます。それではただいまの質問にお答えいたします。

過疎対策について、①の厳しい財源の中での実施であるが宅地分譲を進めるべきと思うがどう考えるかということでございます。

ご承知のとおり、本町における過疎対策といたしましては、宅地分譲事業や、過疎地域定住促進奨励金制度、またケーブルテレビ施設整備事業や長田地区における簡易水道事業等に取り組んできたところでございます。

宅地分譲につきましては、平成13年に梶山の天神原宅地分譲事業を行い、第1次12区画、第2次10区画を分譲、いずれも完売し、68名、うち子供33名の人口増となっておりまして、住民の増加と梶山小学校の複式解消に効果を上げてきたところでございます。また宮村地区から要望のあった宅地分譲につきましても、本年度から、実際は昨年からこれに取り組んで、人口増が見込めるものと期待をいたしているところでございます。このように宅地分譲事業につきましては、これまで一定の成果を上げてきているところでございまして、これからも期待するものでございますが、年数が経過いたしますと、高齢化が進み、小学校の複式解消も一時的には効果がございますが、人口減少傾向はやはり進んでおり、抜本的な改革にはなかなかこれにつながら

いというふうに感じております。

先ほど申されましたように、先に4年前、選挙公約の中で、町内の人口減少地区に過疎地対策として、町営住宅建設を掲げてまいりましたが、これらの住宅建設は、いろいろと国、県など厳しい面がございまして、なおかつ現行の公営住宅の建てかえ整備事業を平成17年度から行ってきてまいっているところでございます。そういうことで、梶山地区の過疎対策の一環として、天神原地区の第1次、第2次宅地分譲として取り組んでまいりました。第2弾といたしまして、昨年度から宮村地区の宅地分譲事業に着手しておりますが、今後町内の人口減少地区の解消策の一環といたしまして、広く町議会、そして地域住民の皆様方の意見等を十分徴収しながら、今後取り組んでいくべきであるというふうに考えております。

それから、②の過疎地域定住促進事業の奨励金をもっと増額すべきじゃないかというところでございます。

本町の過疎地域定住促進奨励金制度は町独自の制度として平成9年度から大字長田地区を対象として施行してまいりました。

そして平成18年度から、これを宮村地区にも適用施行をいたしているところでございます。この奨励金制度が今日まで、それぞれ当該地区の過疎地対策、人口増対策、複式学級の解消の一環として、広く効率的に利活用されて、それぞれ地域の活性化、まちづくりに寄与し、つながってきているものと考えております。

ところが、ときに合併問題とあいまって、小泉構造改革によって、全国の地方自治体は地方交付税、補助金等の大幅な削減策が強行され、そこで厳しい財政運営が強いられてまいりました。これらに対応するため、本庁では平成16年度を行財政改革元年と位置づけまして、事務事業の見直し、組織機構の見直し、補助金等の見直しなど抜本的な見直し改革に取り組み、即翌年度平成17年度からその実行の段階に入ったところでございます。

そこで、この行財政改革の中で、当奨励金制度の新築住宅奨励金を10万円を80万円に、50万円を4万円にそれぞれ削減見直しを行ったところでございます。（発言する者あり）失礼しました。新築住宅奨励金を100万円を80万円に、50万円を40万円にそれぞれ削減見直しが行われたところでございます。

要は今後の宅地分譲を円滑に推進するために、現行の奨励金の増額にかかわる充当については、十分理解をいたしておりますが、これまでの経過等を踏まえ、当局の審議機関である負担金審議会等で十分に調査、検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

山領君。

行政改革の中で、そうした処置がとられているということのよ

うであります、私はその目玉商品といいますか、何もかもやるのじゃなくて、これとこれは堅持したいと町長が言えばそれでよかったんじゃないかなということも考えます。町長も任期がそう長くないわけでありましてけれども、この奨励金を100万に戻すというのは今の町長でできることです。何も条例改正もする必要もないわけで、規則規定を改めれば、町長のやる姿勢さえあればできると思うんですがどうですか。この自分の任期中にこれは100万に戻すんだという勇気はございませんか。お尋ねいたします。

町長。

実は、先ほども行政改革ということで平成16年度をその元年ということとでいろいろと取り組んでまいりました。その中で、取り組んだ中で、福祉関係もあるわけでございます。高齢者の敬老祝い金、これも大幅な改革、見直しを行いました。それにあわせるような形のこの住宅の100万を80万に削減したというものは同じようなことではないかというふうに考えております。

特に、福祉の関係は敬老祝い金、80歳以上、これまでは、町内の高齢者の皆さんに全員にこう支給をしていたわけですが、これも毎年毎年高齢者が増加する、それに伴って予算も増加をするということからこれについても思い切った改革がなされたわけですが、先ほど申し上げましたように、100万を80万に、20万のことでございますが、やはりそこに行革の姿勢を示したということでございます。

以上でございます。

山領君。

額は20万減ったわけですが、いろいろありまして、今から私たちはその宅地造成地を全部売却していかなければならないわけですが、地元としてはその意気込みであるわけですが、80万と100万じゃ20万違うだけですが、やっぱりインパクトが違うわけですね。100万もらえるんだというのと80万じゃ全然そこに違うわけであって、やっぱりそういう目玉といいますかそういうのがなくちゃいかんわけであります。

卵にしてもそうです。朝とれ卵というのはその朝とれたのかと思っちゃ2日に1回採卵して、わらを入れてやればよく売れるという、そんなことですよ。100万もらえるというのと80万じゃ全然違うわけです。まあ、町長はできるのはそれしかない。もう日限がないわけですが、思うんですが、全然それに取り組もうという意思はありませんか。もういっぺんお尋ねします。

町長。

この奨励金制度は先ほども申し上げましたように、平成9年度から施行をいたしておるわけですが、見直しをしたのが、平成17年からでございますので、も

う既に見直しをしまして6年目になるわけでございます。そういうことで、前半の方は100万円。17年からは80万ということで、そこにですよもとに戻すということになれば、不均衡を生ずるということもあるわけでございます。そういうことで、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、当局の、そのような負担金審議会等の審議機関を通して、やはり十分検討をしていくべきじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

山領君。

町長、それは何かおかしいんじゃないんですか。不均衡だと言われる。もと100万もらったら、80万が不均衡じゃないんですか。不均衡と言われれば、最初長田に100万やったやつ、梶山もらった人とあとからの80万は不均衡ですよ。それはどう思いますか。

町長。

このたびの公共下水道のこの還付金の問題、これと同じようなことではないかというふうに考えてます。そのようなことで、公共下水道を元にかえすために還付をするというような形になるわけでございますが、そのような措置をとるまでは100万に返してもいいわけでございますが、いずれにいたしましても、当局のほうで十分これについては検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

山領君。

検討をさせていただきたいということですが、いつまでに結論を出されますか。もうあと9月までですからもうわずかなんですが、どうですか。

町長。

時間もございませんが、その間に十分に努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

山領君。

あと何か月かあるわけですから、やろうと思えばできるわけですよ。条例改正もなんもいらんわけですから。町長は100万を80万にしたわけで、もと100万との不公平が生じておるわけですから、もとに戻すのは何らやぶさかじゃないわけじゃないんですか。

まだ、中央におられる人は現状がわかっていない。まああまり好きな言葉じゃございませんけれども、限界集落というのがあります。年寄りたくさんいるけれども、子供は少ない。葬儀は

あるけど結婚式はない。集落の役員になり手がいなくても自治活動もできないというそういう状態の寸前のところがたくさんあるわけですよ。私は公約されてあれだけのことを言っておられるんですから、80万を100万にもどすのはこれは当たり前だと私は思うんです。検討されるといって非常に楽しみにしておりますけれども、ただ検討じゃなくて思い切ったことをやっていただきたいと。

全国にいろんな自治体があります。町営住宅をつくって町みずから安い料金でどんどん入れて、町の活性化を図っているところもある。それから、いろんな方式がございますが、10年間住みついたら、もう持ち家として差し上げましょうという住宅をつくってる町村もあるんです。10年たったらもう住みついてください、差し上げます。あるいは今、竹害というのがありますが、孟宗竹が蔓延して害を及ぼしているということで、その竹山を造成して上下水道を引っ張ってただあげましょうという10区画をつくったら殺到して次はいつあるんですかという催促がくるようになったという自治体すらあるんですよ。いろんな、必死なんです、みんなその自治体は。調べてみますけれども過疎の対策交付金を100万を80万に少なくしたという例はどこを見ても見当たりません。本町だけだと思う。

町長、立つ鳥は跡を濁さずという言葉があります。こん前ちつとは濁ったようですけどもううちの澄みきったかなと思うんですが。それと有終の美という言葉もあります。最後を飾る。終わりよければすべてよしということがありますが、町長、勇気を持ってこれを100万に返すという意気込みでやられたらどうなんですか。もういっぺん、お願いします。

町長。

先ほども申し上げましたように、時間もないわけでございますが、最善の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

ありがとうございます。期待しております。

山領君。

次に、土地開発公社について、今述べましたようにまだ梶山、長田、宮村、このあたりの過疎がまだ深刻なわけでございます。同僚議員も梶山の現状を訴えられたようですが、まだまだ複式が解消されたとしても本当に限界集落寸前の状態でございます。そのためにも、土地開発公社はまだまだ存続してそうした事業に取り組むべきだと思います。

あと、もう駅前が全然売りとして残っているのは、コミュニティー広場の1万4,000平米と宮村の9,000平米、これだけなんです、やはり町の活性化のために、これから工業団地をつくったりして、働く場を創設する。ただできてください、土地は上げますというぐらいの奇抜さがあるといいんじゃないかと。もうほかの町村はそういうことをやっているんですよ。町

の活性化を図るためには、大概な財政力も投じてやっておるわけですが、この土地開発公社についてどんなお考えをお持ちなのか、お聞きをいたします。

町長。

地方自治体が、事業計画の推進の中で、公共用地の先行取得、または宅地分譲など開発公社が持っているこの役割、また存在というものが非常に大きいものがございます。そういうことで、現在、全国的にも景気不況の関係で、非常に土地が非常に安くなっているわけですが、やはり地域社会、経済の推移、また動向等を見ながら、十分この開発公社をどうにかしていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど言われましたように、駅前の周辺の開発、そしてまた文化会館一角の開発、こういうものも開発公社があったからこういうなりが事業等もできたんじゃないかというふうに考えております。やはり、この開発公社の存在、役割というのはそのとき、そのときの経済状況に合わせたやはり事業の意味で推進をやっていくべきじゃないかというふうに考えているところでございます。しかしながら、県内では合併が進みまして、それぞれ公社を持っておりましたが、これが縮小の傾向にございます。そしてまた宮崎県の場合も近く、宮崎県の土地開発公社も廃止する傾向にあるようでございます。

しかしながら、農業開発公社が現存するわけでございますが、土地開発公社のほうは何か廃止の方向であるというようなことも伺っているところでございます。

以上です。

山領君。

はい、どこかが窓口を持ってそういうのをやっていかなければ町の発展はこうやっぱ進まないだろうと、それだけを専門にやる公社というのはあつてしかるべきだろうと思います。

いつだったですか、学校教育課長と一緒に三股小の外壁工事を見に行きましたけれど、ずらーっと空きの教室があるわけですね。びっくり私はしました。あれだけあいた教室があるんだなということです。この中央部も確かにもう過疎がどんどん進んでいるわけですね。樺山一部もやはり宮村と一緒にぐらいの過疎も進んでいるわけです。長田、梶山、宮村のこの過疎地指定の箇所だけでなく、そうしたこと全般を見て、やはり必要な場所に必要な宅地造成なり、あるいは工場誘致をして、働く場をつくる。そういうことをするためにはやっぱ開発公社がどうしても必要だと思うのでありますので、ご検討をしていただきたいと思います。これは要望としてやっておきたいと思います。

最後に、町長が十分検討して、答えを出すということでしたので、期待をいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

発言順位 2 番、上西さん。

〔3 番 上西 祐子君 登壇〕

3 番、上西です。おはようございます。

通告では、口蹄疫対策と町独自の支援策と防災、防疫に対する危機管理体制はつくられているのかとしておりましたが、口蹄疫対策と町独自の支援策は取り下げます。

では、質問いたします。戦後最大の畜産被害となりました今回の口蹄疫、発生から 2 カ月になろうとしているのにまだ終わりが見えません。畜産農家の方々のご苦労とご心労に心が痛み、一日も早い終息を祈るばかりです。農協や畜産関係者、町職員その他多くの方々が防疫作業に従事され、またその方々の疲労も限界にきているのではないかと心配しております。

今回の口蹄疫が拡大した理由の一つに、国などの危機意識の低さと初動のおくれが被害を大きくし、長期間に及んだのではないかとおっしゃっております。

本町も、畜産の町です。県内で口蹄疫が発生して 1 週間目の 4 月 27 日に対策本部を立ち上げられました。幸い本町に発生していないので問題にするわけではありませんが、国、県の指示待ちではなく、一日も早く対策本部を立ち上げ、農家や町民への啓発や防疫体制の徹底を図るべきではなかったかと思いますが、町長の認識をまずお伺いいたします。

現代では、何が起こるかわかりません。想定外のことが突発的に起こります。そういうことが起こることを想定し、町民の安心・安全な生活のために、防災や防疫の危機管理体制マニュアルを用意し、備えをすることが大事ではないかと思いますが、本町では、そのような対策はつくられているのか、お伺いいたします。

あとの質問は質問席から質問いたします。

町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

それでは、お答えをいたします。

口蹄疫対策と町民の安心・安全な生活確立について、①の口蹄疫対策と町民への独自の防災、防疫に対する危機管理体制は、つくられているかということでございます。去る 4 月の 20 日、児湯郡の都農町での口蹄疫が発生以来、本町では都城市と共同で 4 月の 22 日から国道 269 線における消毒ポイントの設置、運営を行いながら、畜産農家への啓発文書や、消毒薬を配布しながら、防疫を中心に口蹄疫対策を実施してまいりました。

本町では、現在、有人 1 カ所の消毒ポイント、7 カ所の無人の消毒ポイントを設置し、24 時間体制で防疫活動に取り組んでいるところであります。また、公共施設は、もちろん各商店や事業所などにも呼びかけ、防疫マットや消石灰の散布をお願いし、町民一丸となった防疫を推進し

ているところであります。

えびの市での正常化を期に好転するかと思われていた矢先、去る6月の9日に都城市高崎町で発生し、衝撃を受けたところであります。しかし、都城市では、迅速な初動により、47時間で殺処分、埋却、畜舎消毒を完了をいたしました。

ご存じのとおり、口蹄疫が発生したら、患畜または疑似患畜の70時間以内の殺処分、埋却、消毒が重要なこととなります。本町でも先般、作成いたしました防疫マニュアルの見直し、非常に具体的で詳細な防疫マニュアルを作成をいたしました。

そしてまず第一に動かなければならない役場職員の役割について説明会を随時、実施しているところであります。口蹄疫対策は、まず第一に防疫対策、次に万一発生したら時間との勝負との観点から、埋却地確保を初め、常日頃から初動体制の整備、機材の確保を図っておくことが重要なことじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

上西さん。

今、町長の回答の中で、今度の口蹄疫対策のマニュアルは今つくっているっていうふうなことを言われましたが、今度の口蹄疫対策、この2カ月間のことをいろいろとテレビとかいろんな新聞報道で見ますと、やはり、危機意識って言うんですか、国なんかの危機意識も薄かったんじゃないかと、それで初動体制がおくれたというふうなことを感じているわけですが、やはり、こういうふうなことが、イギリス、それと今アジアではもう各地で起こっているわけですが、そのあたりの、本町でも入るかもわからないというふうなことを4月の20日時点で考えられたのかどうか、そのあたり町長、意識、認識のところ、町長のちょっとお考えをお伺いいたします。

町長。

先ほども申しあげましたように、4月の20日に都農町ですね、第1号の発生があったわけですが、そういうことで、本町におきましては、都城と共同で4月の22日に消毒、防疫体制に入っているところでございます。

そして、4月の27日、本町では対策会議を開いて、さらに防疫体制の強化を図ってきております。そういうことで、町内の現在8カ所でそのような消毒ポイントを設置いたしまして、24時間体制で防疫の活動を行ってきたということでございます。

以上です。

上西さん。

今度の口蹄疫の関係は、いろいろとされていることはわかります。私が言いたいのは、今度の口蹄疫関係のことだけではなく、鳥インフルエンザ、それから昨年流

行しました新型インフルエンザ、それと地震、それからまあ本町では台風とか大雨、土砂崩れが多いんですが、そのあたりが起こったときのための防災、防疫の危機管理体制がきちつとされているのか、もし、いろんな人的、それから物的なもの、そういうふうなことが万一のときは必要となってくるわけですから、そのあたり都城とか県と相談してとかじゃなくて、本町の独自の対策を考えていらっしゃるのかそのあたりをお聞きします。

町長。

台風災害とか、自然災害ですね、これらの防災計画については今現在ですね、見直しを行っているところでございます。そういうことで、災害につきましても自然災害、台風災害、そして火災等、いろいろ地震とか、いろいろあるわけでございますが、やはりそれぞれの分野でのこの計画、こういうものがやはりかねがね重要ではないかというふうに考えているところでございます。やはり、最近のこの社会情勢、気象条件も非常に大きくこう変化しているわけでございますので、それらに対応するためのこの計画ね、見直すところは見直して、作成するものは作成していくということで今後やっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

上西さん。

今回のえびのが終息宣言をされたわけですが、このえびのが何とか早く処置が済んだというふうなことは、埋却地なんかの確保も農家に任せるのではなく、対策本部が選定していたというふうなことで、早期に処理ができたというふうなことが言われております。

都城でも、えびのの教訓を情報収集して、そしてやったというふうなことが言われて、都城も今のところ1件だけで済んでおるわけですが、そういうふうなことを、やはり初動のおくれが大変なことになるわけで、やっぱり早期発見、早期対策体制をすべてのことに今回の口蹄疫だけではなく、ほかのこともいろいろ情報収集をして、このマニュアル化をしていってほしいというのが、町民の生活、そういうふうなことを守ることもつながる、安心・安全な生活のためにもつながるんじゃないかと思うものですから、そのあたりぜひ、今回の口蹄疫が一応おさまって落ちついたら、川南とか都農とか発生した自治体の対応とか失敗、どこで失敗したのか、どこで成功したのか、そういうふうなことの情報収集をやはり始めて、その蓄積をして、そして本町に当てはめるっていうふうなことをしていってほしいと思うんですよ。それいかがでしょうか。

町長。

過去、この家畜の病気、狂牛病、鳥インフルエンザ、そして今回の口蹄疫ですね。今回の口蹄疫も10年ぶりの口蹄疫の発生であったわけでございますが、やはりその

ような災害の教訓を十分踏まえながら、かねがねのその計画を、体制づくりをやっておくべきではないかというふうに考えております。言われるとおり、この今回の口蹄疫が終息した後で、その辺の何を現地に出向いて、いろんなことを勉強しながら、三股町に合った計画をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

上西さん。

それとですね、鳥インフルにしても、この口蹄疫にしても、やはり処分地なんかが必要になってくるんじゃないかなと思うものですから、一日も早くやっぱり埋却地の確保を考えていってほしいなというふうに思いますので、ぜひそのあたりを町長もあまり任期がありませんけど、もうとにかくあとの人たちにしっかりと申し送りをして、町民の生活を、安心・安全な生活ができるように1日も早くそういうことをつくって、そして、いってほしいというふうなことで、やはり国なりにそういう基金、こういうことがもし本町に起こった場合、すごくお金がかかると思うんですね、国がみるとは言ってますけど、やはり家庭でも備えのための貯金をするわけですから、基金創設の必要もあるんじゃないかなと思いますが、町長いかがでしょうか、そのあたりはあるんでしょうか。

町長。

長期化しているこの口蹄疫でございます。これの影響というのは、非常に産業界、そして観光業界、商工業界、いろんな面に大きなこの影響が出てきているところでございます。そういうことで、これについては国も今回の口蹄疫特別措置法の中でいろいろ考えているようでございますが、まだ詳細なものがまだきていないわけでございますので、その辺も十分踏まえながら、町は町としてやっぱり考えていかなければならないというようなことも考えているところでございます。

上西さん。

それと、もう一つ今回の口蹄疫問題では、農家だけではなく、本当に一般の商工業の方々もお客さんが減ったり営業が少なくなって、収入が格段に落ちてるといいう本町でもそういう話を聞いて本当に大変だというふうにおっしゃいます。そういう意味で、これがいろんなことが起こったときにはやはりそういう町民の声をアンケートなり何なりで収集して、やはりどう対策を、支援をしていくか、そこら辺も考えていってほしいなと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長。

ただいま申されたとおり、ひじょうに町民の中にもこの生活問題で、非常にあの金銭的な面、いろんな面で影響が出てきているところでございます。言われるとおり、

町民のそのような生の声を十分調整しながら、今後、町は町として対処していかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

上西さん。

では、いろいろな防災、防疫の危機管理体制の、今から十分に練っていただきまして、対策をされるというふうなことを、個別にしていってほしいから、ぜひそのようなことを願って、この問題は終わりますが、次の質問に移ります。

2011年、来年7月24日でアナログ放送が終了いたします。完全デジタル放送に移行させると総務省が言っておりますが、しかし、山間部に位置する地域に居住している住民や高層住宅に住んでらっしゃる住民などは、デジタル放送が受信できない世帯があると聞きました。本町で、テレビ難視聴住民が、本町にどれぐらいいらっしゃるのか、どのような対応がとられているのか、施設整備費用は国からの補助はないのかお伺いいたします。

町長。

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

本町のテレビ放送の受信状況につきましては、鰯塚山中継局を基点として、アナログ電波を受信してきたところで、現在は既に鰯塚山中継局のデジタル改修化を完了して、鰯塚山中継局が網羅する範囲については、既に地上デジタル放送の受信が可能となってきているところであります。しかし、アナログ電波とデジタル電波の性質の違いから、これまでアナログ放送を視聴できていたところが、デジタル化を行っても、デジタル放送を視聴できないところが生じている場合がありますと言われております。計算上、町内には総務省が公表した新たな難視聴世帯が124世帯あると示されておりましたが、実態調査の結果、デジタル波の受信は可能であるという結果になりました。現時点では町内すべての世帯で視聴が可能であるというふうに考えております。

また、本町におきましては、新世代地域ケーブル施設整備事業において、平成19年度までに全町的にこのケーブルテレビの整備が完了をいたしております。来年の7月24日以降、不測の要因等によりデジタル放送を受信できない場合でも、ケーブルテレビへの加入促進を進めることにより、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、現在の町内のケーブルテレビとインターネットの加入率は85%余りとなっているところでございます。

以上です。

上西さん。

今の回答ですべての所帯がデジタル放送が見れるというふうなことを言われましたが、先月末に寺柱の人がデジタルになるとテレビが見れないと、そしてその地

域ケーブルに加入すると、お金が高くなるというふうなことで、自分たち年金生活者にはなかなかだというふうなことを言われたものですから、こういう質問をしたんですが、そのあたりは皆さん山間部に位置する人たちは、そういう全部できますよというふうなことは伝わっているんでしょうかね。

総務企画課長。

このデジタル化がその地域において受信可能なのかというご不安があるというふうに思うんですが、今、デジサポセンターのほうでそういった形での調査なり、ご依頼があればそういうふうになると、で、本町としても何回か広報等でお知らせして、その会場を設けまして、そういった形での質問等、あるいはご不安なところがあれば、来ていただいてお話を進めるということは何回かやっております。また今回7月にもそういった形でさせていただくということになっております。

それで、今まで難視聴であったところが4カ所ほどあったんですね。これはアナログのほうなんですが、アナログ放送の受信のところで共聴施設を立てたというところが、轟木、それから切寄中野、それから高畑、寺柱の4カ所がございまして、今後デジタル化に向けてされてるところが、轟木についてはデジタル化の改修が行われております。それから、高畑は不通の地域についてはもうケーブルに移行していこうというふうに考えられております。寺柱も同様でございます。

また、これを、共聴施設を撤去する際、例えばケーブルテレビに移行するといったようなことになりますと、NHKの関係のほうからその費用負担分ということで、1世帯あたり2万8,000円を支援するというような形になっておりますので、今後ケーブル等に移行される場合に、大体費用が2万3,100円ほどかかるということを寺柱のほうでは聞いておりますので、それをその撤去費用の支援のほうに充てるというような形が出ております。

また、ケーブルに移った場合に費用が高いというところもございしますが、それぞれの地域の特性で、その部分についてはケーブルテレビとの協議をするということになっております。ですから、その中で、非常に難聴なところで、特殊事情があるところについては、通常の電波で届かないとか、そういうところについては、そういったふうに町側としてもケーブル等にそういった形での取次ぎをしていきたいというふうに思っておりますので、そういった対応で今後進めさせていただきたいなというふうに感じております。

上西さん。

今の答えで今までの共聴施設を撤去して、その撤去の費用が2万8,000円かかるんですか、個人負担で。

いや、支援をする……。

支援をするちゅうことですね。ケーブルに加入すれば2万

3,100円払わないといけないと。

寺柱の……。

はい、寺柱で、はい。

状況によっては、その辺はちょっと違うと思う。

ああ、はい。とにかく、そうするとそのケーブルに入ると今度は毎月、ケーブルの使用料がかかるわけですね。それが3,500円ぐらいですかね。それとまたNHKの受信料はまた別にかかるわけでしょう。別でしょう。NHKの受信料が今BS2,000何ぼですね。

衛星放送が（ ）。

衛星放送とか含めたらね。だから、そういうふうなことでケーブルに強制的に加入させられて、その受信料が高くなると。で、自分たちはもう年金生活者やから、そこら辺が困るっていうふうなことなんです。それで、やはり国が来年の7月にもう全部アナログ放送をなくすというふうなことを言っておりますが、やはりそういう本当に困ったお年寄りとか、そういう人たちのための何か国からの施策というのはいないのでしょうか。

総務企画課長。

難視聴区域への対策として、国はあるんですが、先ほども言いましたように、三股町については新たな難視聴地区としては認定がされておられません。ですから、国の支援補助等については今のところないところです。ですから、先ほど言いましたようにいろんな支援策を中継しながら私たちもいろんなところでケーブルなり、あるいは地元がどうしてもということ、個々に相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

上西さん。

これは、国が進めるわけですから、国のほうにデジタル放送対策についてやはり要求して行って、そして町民が安心してテレビが、テレビしかも楽しみがないという人たちもいらっしゃるわけで、まして映らなくなると情報も何もなくなるわけですから、そのあたりをもっと国なりに提言するなどして——対策をですよ——町民が困ることのないようにして行ってほしいと思います。よろしく願いいたします。

終わります。

ここで、11時10分まで本会議を休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 4 番、指宿君。

〔1 番 指宿 秋廣君 登壇〕

それでは、通告に従いまして質問いたします。真摯な討論で、建設的な結論に至ればと考えています。

1 番目の町税等の口座振替と納税期限について質問いたします。

納税等の徴収についてはいろいろな納付方法があります。金融機関で直接納付する方法、コンビニ納付する方法、口座振替で納付する方法などがありますが、どの制度も大変重要な制度であることは間違いありませんが、町長はどの制度が一番利用頻度が高いと認識しておられるのか、まず基本姿勢を答弁を願いたいと思います。

また、納付期限を、毎月口座振替の場合の納付を毎月 25 日の設定のままの納付でよいのかどうか質問をいたします。

次に、口座振替についてお伺いいたします。残高不足などの理由で振替ができなくなった場合における再度の口座振替が検討されていると思いますが、基本的な考え方をお願いをいたします。

次に、現在口蹄疫が都城に発生しまして、町職員を初め行政、JA など多くの人に支えられ、懸命の防疫作業に頭が下がります。また、警察も宮崎県警では対応ができず、他県からも応援していただいていると聞いております。

今回の一般質問で口蹄疫の町単独についての質問、防疫対策の直接対応について、農畜産の防鳥ネット設置、また農家入口でのウイルス防衛、また 2 番目に防疫対策の協力関係、補助について。これについては商店など多くの集まる場所へ器具等を設置してもらうための町から呼びかけるだけでなく、直接器具や消毒薬の配付を聞く予定でありました。

また、直接的な補助及び助成について、飼料など市場が開かれないことによる経費、また次の 4 番目に町税等の一部減免及び徴収の見直しについて、5 番目に風評被害の対策について、6 番目に関連事業の対策について、この問題につきましても農家だけでなくその他の事業を行っての方の配慮、7 番目に万が一の場合の対策について、と質問する予定でありました。事前に通告いたしておりましたが、高崎町に発生が確認され、牛 208 頭が殺処分される、埋設されることになりました。大変残念でありますし、本町の担当課は大変な状況を考えまして、7 項目のうち 6 項目については取り下げをいたしました。

事前に通告いたしておきましたことは真摯に受け取っていただいで検討をしていただきたいと思ひます。

また、この際に資材や機材、消耗品等も、調達できるところから安易に調達するのではなく、本町の事業者からいかに調達するかということも念頭に置いたいろいろな対策をしてほしいと思ひます。

います。

例えば、酢であります。三股町に確かに酢の製造業者があります。しかし、その酢の製造業者から単独にとるだけではなくて、各商店からどうやってとって、どうやって配付できるかということも検討していただきたいなというふうにして質問する予定でありました。検討もお願いをしたいと思います。

一昔前の市町村合併であれば、高崎町ということで今回の問題については間に山田町や高城町、都城市があったわけですが、合併して都城市と報じられています。三股町は合併していないので、合併していないことを最大限に利用した防疫や助成を要請しておきたいと思います。

さて、通告しておきました町税等の減免及び徴収期日の見直しについて質問いたします。今、一般質問の取り下げ理由でも発言しましたが、今回の口蹄疫の発生における本町への影響は計り知れないと思います。町税の一つをあげても、考えられることが山積しています。昨年と同様の時期に同様の収入は見込めません。

そこで質問いたします。口蹄疫の被害者は国保加入者がほとんどだと思われます。住民税の賦課について、条例改正が提案されていますが、口蹄疫に関してこのような所得の再計算はされないのか、また検討されたのか。

税の納付期限について、今年度はどうされていくのか。漠然と納付相談だけで進められていくのか。

3番目に平成22年度の国保税の収納率が一段と低下をした賦課になっています。さらに平成23年度は一段と低下して、そのペナルティーがまじめに納付している国保の加入者に覆いかぶさっていくのではないかと。そのことは本町だけの問題ではなくて、県内すべての町村に影響があると思います。県や国との情報の共有が進んでいるのか質問をいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

それではただいまの質問にお答えしたいと思います。町税及び各種料金の納付期限について。①の口座振替と納付期限についてということでございます。町税等の口座振替制度につきましては、平成5年に開始したところでございます。現在口座引き落としによる納付割合は、43.5%となっております。

また、納付期限については、月末となっているところから、銀行での口座振替日を25日としているところでございます。

それから、2番目の口座振替の再振替について。本町では現在、徴税等については、再振替を実施していないところでございます。ただし、水道料金、公共下水道料金、農業集落排水料金に

については、再振替を実施しているところであります。これは、水道料金等が隔月であるのに対し、国保税等が毎月納付であるところから、事務処理期間が短く、実施していないのがその理由の一つでもございます。そのほかに実施していない理由といたしまして、経費の面からも実施していないところがございます。税及び料金の納付方法拡大に向けては、平成19年度から平成20年度にかけて、三股町納付方法拡大検討部会及び庁議において、住民の利便性を図る観点から、コンビニ収納の導入と口座振替の推進及び口座の再振替を検討してきた経緯がございます。今回、コンビニ収納については、実現いたしました。が、口座の再振替につきましては、今後も総合的な面から検討を加えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから2番目の口蹄疫の町単独対策について。5番目の税料の減免及び徴収期日の見直しについてということでございます。

町税につきましては、町税条例において、所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またこれに順ずると認められる者となっており、今回の口蹄疫による畜産農家等が該当して来る可能性が考えられますが、減免申請に当たっては所得等が著しく減だという証明が必要となっておりまして。現在、国、県、町やJA等において補償費や各種の助成金等が計画され、あるいはこれから検討されようとしている段階では、所得の減少が判明しないことから、現段階では減免申請は難しいかと思っておりますが、今後の状況によっては、減免の適用も出てくるのではないかと考えております。

ただ、徴収期日の猶予については、災害、その他やむを得ない理由により、期限までに納付できない場合は、納付期限の延長を申請できることとなっており、今回の口蹄疫による現時点での申請ができることとなっております。このことは、6月の15日付の回覧、広報に町税等の納付猶予についてお知らせをしたところでございます。そのほか、税等の公共料金についても、徴収猶予及び減免について、適用できないか検討しているところでございます。具体的には、関係課長のほうから、説明をお願いしたいと思います。

以上で、回答といたします。

税務財政課長。

それでは、口座振替と納付期限のところ、どの制度が一番、納税等の納付方法については、口座振込みとか、コンビニとか、直接納付とかいろいろあるわけでもございますけれども、どの制度が一番よいと思っているのかということでもございましたけれども、町としましては、この制度が一番いいのでこの制度でやっていきたいということではなくて、口座振込み、それから新しく制度としてはコンビニで納められる収納、それから納付方法、銀行での納付ちゅう形、これをやはり総合的にやっていきたいというふうに思っております。どの制度が一番よいかではなくて、どの制度が一番利用されているかということであれば、口座振替で

ございますけれども、どの制度が一番よいかということでは、難しいのかなというように思っております。

それから、口座振替の再振替につきまして、検討されたと思うけれども、どういうふうなその中で基本的な考え方を持っているのかというようなことであつたろうと思います。これにつきましては、平成20年度から21年度にかけて、電算の検討委員会あるいは庁議におきまして検討を重ねてきたところでございます。その中で、その中には、今回コンビニの検討は何つておつたわけでございますが、もちろん口座の振替についても触れられております。この中にはやはり口座についても今後推進していくんだということでもございました。ただ、当面コンビニをまずやろうと。住民の利便性という観点から、コンビニをやっつけようということで、今ちょうどコンビニが1年たったところでございますけれども、その辺の分析も加えながら、今後、口座の再振替、これにつきましても検討を加えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、口蹄疫の町単独対策の中で、税料の減免、徴収期日の見直しについてということでもございましたが、この猶予だけで納付の猶予だけでよいのかというようなことであつたろうと思っておりますけれども、もちろん猶予だけではおさまらないだろうというふうには思っております。ただ、猶予のほかには何かあるかと申しますと、減免でございます。減免についても出てくるのではないかなというふうに思っておりますけれども、減免となりますと、実際その方がどのくらい収入が現実に落ちたのかという問題が発生してまいります。したがって、この口蹄疫によりまして、市場、家畜市場で実際の牛の出荷がいつになるのかということでも大きく影響してくるところでございます。したがって、この問題につきましては、県を踏まえて、あるいは国を踏まえて、今さかんに検討がされておきまして、先々に近いうちに減免というものについても、見解が出てくるのではないかなというふうには、担当課としては思っているところでございます。

以上でございます。

指宿君。

問題を整理するために、1番目と2番目を分けていきたいと思っております。

まず、口座振替の関係ですが、税条例につきましては、月末が納期限ですよ。口座振替をする人は月末が納期限なのに25日に引かれる。そして二十七、八日に振替不能通知書が来るという流れになっていますね。要するにその納期に間に合うようにでしようけれども。私が聞きたいのは、25日に例えば引いたとすれば、翌月の中ごろに——やっている自治体いっぱいありますね——もしくは納期限後に、例えば月があけた1日、2日に口座振替の引き落としをする。いかがの方向かを考えるべきではないかというふうに聞いているわけですよ。納期限が来ましたよ。その納期限は税条例上に納期限で書いてあるわけですから、その前に引いた。で、引けんがった

から口座の振替不能通知書が着いた。それもほぼ字面は赤い色で目立つように督促状に近いような書き方で書いてあります。もちろん、それでコンビニにでも納められますよとは書いてあるんですが、やっぱり今の進め方的にいうと、私はその口座振替を推進しながらもそうしてほしいと思います。先ほどの答弁の中で庁議でも検討しましたってあったのは、ひらがなでわかりませんので、「内部庁議」ですよ。 「町議会」ではないですよ。

違います。

違いますね。そこを言ってもらわないと、ここを「町議」と言われると「町議会」になりますので、考えてお願いをします。

再度ですね、その考えですね、納期限を過ぎた後に再度振り替えるということ、それが検討だとするならば、納期限が来た後に振替をやるという方法、あと5日ずらすればできるわけですよ、5日か6日。そういうことは検討されなかったのかお聞きいたします。

税務財政課長。

確かに税を含むほとんどの料金も含めてですけども、ほとんどが月末が納期限となっております。で、ほとんどがそのうち口座振込みについては25日の振替、引き落としということになっておりまして、納期限から5日前に引かれるというそのものがございまして。

ただ、このものの解釈が30日であるのに25日に引くということは、納期限というものがおろそかになっているんじゃないかと申しますか、そういうふうにも取れるところがございます。しかしながら、住民の方には期限は月末でありますけれども、この口座の方法によってお支払いされる方は25日が引き落としになりますよというふうに、解釈と申しますか、考えていただければ、決して、いや私はそれは25日はいかんというのであれば、直接納付も選択できるわけで、住民の選択でございますので。

それから、督促を25日に引き落としをしまして、納期限が30日ですので、30日ごろまでに納まらなかったのを翌月の1日に口座が引き落としできませんでしたよということで、口座にお金が入ってなかったのを引き落としできませんでしたよ、ということで納付書をくっつけてお送りします。で、30日から15日以内に、15日以内に督促を出すようになっておりますので、それをお送りします。

そういうことで、確かに30日なのに25日に引く。30日に引いてくれるといいんだけどなという者もあろうと思いますけども、事務処理上はもうちょっと検討しなければ、その矛盾点のところはすぐにはできないのかなというふうに思います。

一つの検討方法として、町長が答弁されました中に、事務処理の問題とそれから費用の問題がありますよということをお答えされましたけれども、今はフロッピーディスクによる情報の媒体な

んですね。この方は口座で引き落とししてくださいというものを銀行にフロッピーディスクで持ってまいります。こういったものにつくりまして、銀行にそれぞれ届けるんですね。例えば宮銀に届けますと、宮銀の支店に届けますと、宮銀の支店は、支店からそれを持って宮崎の本店の銀行まで持ってまいります。鹿児島銀行であれば鹿児島市内の本店まで持ってまいります。そういう人間が直接運ぶ媒体情報を持って行って、口座引き落としはこの人だなということで処理がかかります。これが、この方法は非常に時間を要するという面がございます。

それで、検討の中で入りましたのは、電送化、いわゆる人間が運ぶのではなくて、もうパソコンから直接その情報を送ってしまうというやり方ですね。そうするともうその日のその日ができるわけございまして、非常に事務処理上も簡単ではないかというものがその当時出たことございまして。

ただ、費用がまあそのときちょっと高かったものですから、とりあえずはコンビニ収納をということで様子を見ているところでございます。そういうことで検討の段階ではなかったところでございます。

以上です。

指宿君。

私が聞いているのは、事務処理がどうだと言うことを聞いているのではなくて、25日で落とすというのを30日もしくは翌月の1日に落とすということが、事務処理上の問題ということで片づけられていますけれども、その事務処理上ちゅうのは何なのか、どういうことが事務処理上なのかというのがわからないと、事務処理と言われてもどこの事務処理かがわからない。三股町の事務処理なのか、もしくは銀行側の事務処理なのか、先ほど言われたその直接持っていくその行程の事務処理なのか、まずその何の事務処理なのかというのを教えてください。

税務財政課長。

その事務処理の問題というのは、行政側の、我々職員側の事務処理の問題もございまして。それから、銀行の事務処理の問題もございまして。そういうことで、電送化にもしして、そういうふうにしようとした場合においても、今銀行を7つほどの銀行でやっているわけでございますけれども、銀行によっては、労金あるいは都城信用金庫、都城農業協同組合、これらにつきましては電送化はできないということになっております。したがって、事務処理も電送化で行う部分と今まで通り持って行かなきゃいけないという部分もまた発生してまいります。したがって、そういったそのほかにも2度再振替をすれば1回の情報をつくったものを、その1回情報を渡したものが、銀行でそのまま2回引いてくれればいいんですが、1回帰ってきても作り直して、再振替の人はまた情報を持っていかなきゃいけないというその二重の手間もご

ざいます。それがやはり事務処理にもなっています。したがって、電送化にすれば、その辺がなくなるのでできるのではないかというのが前回の検討の段階でございます。で、今ではそういう状況でございます。

指宿君。

時間がないので、先ほど言われた25日と2回振替を、共同して根本的こうちゃんぽんになって答えられるから、どうもちょっとわからんとですけども、私は25日を30日もしくは翌月の1日に引くとすれば行政側の問題はないんだろうと。それは5日ぐらい遅れるだけです。遅れるわけですよ。5日早くしないで5日あとからだせば済むわけで。行政側の問題ちゅうのはなんも考えられんだろうと。銀行側の問題でしか言えないんだろうと思うんですね。

そういうことを踏まえて、今あることの流れで再度振替ますよというときには、それは行政側があるかもしれませんね、行政側。だから問題の提起としては、問題の提起としては、それをやるんだというところから考えていかないと、例えば口座振替不能になりましたよといったときには、はがきが来ますね。はがきも何十円かかかるわけで、ただじゃないわけで。それもまた印字もせにゃいかん。何か聞くとところによると白紙に打つらしいですが、そういうのもあるということなので、そういうこっち側、そういうことがいるということですね、コンビニに持っていかるとかすれば。そういうことも論議をして、また検討も——これは町長の問題ではなくていたって事務処理の問題ですから、事務方で何が不可能なのか、何が可能なのか、だからできないのかできるのか、また報告を願いたいと思います。

時間がないので次に行きます。20分というお互いのあれですから行きます。口蹄疫に対する通告の中で、一つだけ減免及び徴収期日の見直しというふうにしておきました。お互いの共通認識をしとかにゃいかんと思いますが、税金をかける場合に、牛ですね、牛は国保税には波及されますか、されませんか。お答えください。

町民保健課長。

されません。

指宿君。

国保税はされないんですね。されないんですね。私はいつからそうなったのかを聞きたいんですが、住民税についてはされない。免税牛ということでされないけれども、国保税については免税牛ではなくて、料という大きな国保料なんです。日本全国から言うと7割の自治体が税ですけれども、利用者から言うと、7割の国保の利用者が料金を払っています。だから国保税と国保料の話ですけれども、国保税にしたのは、そういう納税に換算できるということで、免税牛を取っ払って、国保についてはその計算式に入っているというふう

認識しましたけれども、いつからそう変わったのか教えてください。

町民保健課長。

いつからかはわかっておりません。

指宿君。

再度確認をしておいてほしいと思います。国保の加入者の中で税が、算出基礎ですね、算出基礎が牛の所得について、100万円以下の牛について、免税牛という形で、所得税、住民税が担保されないと、それは計算除外と、だけど国保税については計算してるというふうに私は認識をいたしております。ですからそれで成り立ったこの質問になってるんですけれども、根本が崩れるんですが、再度お答えをお願いします。

なってないんですか。いいですか。

なってないって。

免税です。

免税に。いいです、これ。

指宿君。

今回、国保税の中に、今この不況で国保にやむを得ず加入しなければならなかった人、各個々にやむを得ず、要するに片仮名で言うリストラ、倒産という形で、その人については、税の減免が今回新たに出てきたということですね。

今農畜産をやられている方についても、ほとんどリストラに近いぐらいの収入減になるんだろうと思うんですよね。国保税については、要するに前年度の収入で計算されますので、本年度収入があってもなくても、今回議会にかかっています国保税の税率が7月からかかっていくということになります。そういう流れで、冒頭の質問でも言いましたけれども、これについての論議、これは宮崎県、一部鹿児島もあるかしりませんが、宮崎にいたって大きな問題だろうと思っています。自衛隊にいたっては災害派遣で来ているような状態なんですよね、今。災害派遣です。で、こういうことから言うと、この国保税の計算の中に、今回税条例改正案が出てきていますけれども、それについての文言は何もうたわれておりません。

で、お聞きしますが、町長が将来見直すかもしれんと言われましたけども、7月からかかるので、再度、それについての答弁をお願いをしたいと思います。これについては、農家の方に対する減免というのは、何の連絡、もしくは情報の共有化というのは、ほかの自治体、もしくは国、県とあるのかなしやお願いをいたします。

町民保健課長。

ただいま言われましたように、失業者、リストラ等の減免につきましては、国から100分の30という、いるという通知が来ておりますので、行われている

んですけれども、この肉用牛の減免については、特別交付金による補てんに対応するか、現在のところについては、厚生労働省なりで検討中でございます。そういうことで、国、県から通知が来ていないので、動向を見ている状況でございます。また今の国保会計では、独自の減免はちょっと無理ではないかなと感じております。

それとあと今、条例改正等につきましては、国保運協が6月にあったんですけれども、その後のこの議会ですので、まだその件については協議はいたしておりません。以上です。

指宿君。

最後にこの問題について、国民健康保険が今から、今収納率が88ぐらいですか、こういうことによってまた収納率が落ちて、ますますのペナルティーを三股町が食って、まじめに一生懸命払おうという人が1割増し、2割増しの国保税を払わざるを得ない状態にどんどん陥っていくということになることはいかんとしても避けたいと、そういう認識の中で、国やら県やらにこういうふうな非常事態であればあるほど国保についての徴収の算出基礎の減免ですかね、猶予ですかね、先ほど言ったリストラ等と同じような計算ができないのか、それに伴う国保に対する特別交付税、国保内にありますよね。普通交付税、特別交付金。特別交付金が算定できるような方策を県内一丸となって、情報共有化してもらいたいということをつけ加えて、私の質問を終わります。

以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時44分散会

平成22年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成22年6月18日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成22年6月18日 午前10時03分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑

日程第3 討論・採決(議案第45号から議案第49号、議案第51号から議案第57号及び
議案第60号並びに陳情第3号から第4号)

追加日程第1 意見書(案)第3号から第4号上程

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑

日程第3 討論・採決(議案第45号から議案第49号、議案第51号から議案第57号及び
議案第60号並びに陳情第3号から第4号)

追加日程第1 意見書(案)第3号から第4号上程

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	下沖 常美君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	岩松 健一君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	山元 宏一君

午前10時03分開議

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、きのうの一般質問に対する補足答弁の申し出がありますので、ここでお願いします。町民保健課長。

おはようございます。

きのうの指宿議員の一般質問の回答に対しまして、勘違いをして回答いたしましたので、訂正とおわびを申し上げます。

指宿議員の質問なんですけれども、「牛は国保税に波及されますか、されませんか」の問いに、「されません」と私答えました。この「されません」の意味につきましては、住民税、所得税は農業所得から肉用牛の所得を引いて課税いたしますが、国保税では、農業所得だけで肉用牛は免税されませんの意味で「されません」と答えたつもりでした。意味を履き違えるような回答をしてしまいまして申しわけありませんでした。この場をおかりいたしまして訂正とおわびといたします。すみませんでした。

日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果に

ついて、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第45号、46号、47号、49号、51号、52号、53号、54号と陳情第3号、第4号の計10件でございます。

以下、案件ごとに説明をいたします。

議案第45号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

地方税法の一部改正が174回通常国会において可決されたことに伴いまして、本町の関連条例について所要の改正措置を講じたものです。

今回の改正は、「所得控除から手当へ」等の観点から、個人住民税において扶養控除の廃止等を見直しを行ったものです。また、個人の株式市場への参加を促進する観点から、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されたものです。

議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金課税分の三通りからなっております。それぞれ応能割、所得割、資産割、応益割合、均等割、平等割を50対50になるよう試算され、収納率90%を見込んだ調定額で22年度の税率を決定しました。税率の内容は、医療費分、後期高齢者支援分、介護納付金課税分それぞれ応能割合の所得割を引き上げ、資産割は据え置きにし、応益割合の均等割、平等割を引き下げております。昨年度は応能応益割合を46対54になっていたため、低所得世帯に少々負担がかかる税率であったため、22年度は応能応益割合を50対50にして均等性を持たせ、低所得世帯の税率軽減が図られております。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

すみません、先ほどの45号は、審査の結果、賛成多数で可決しました。訂正いたします。

47号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」です。

本案は、寺柱児童遊園を、青年の家改築に伴い工事車両の進入路として利用し、改築後も児童遊園と青年の家を自治公民館で一体的に管理運営していきたいとの要望がされたことから、町有地の効率的な管理と有効活用を図るため、寺柱児童遊園を廃止し、三股町児童福祉施設設置条例を一部改正するものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第49号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」です。

本案は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものです。今回の改正では、今後さらに次世代育成支援を進め、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、所要の措置を講じたもので、育児休業や育児短時間勤務等の期間を延長し、また、対象者の範囲や要件等に係る制約を緩和しようとするものです。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第51号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額30億6,401万4,000円から、歳入歳出それぞれ416万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,984万7,000円とするものです。これは主に人事異動に伴い増減補正するものです。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第52号「平成22年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額191万2,000円に、歳入歳出それぞれ153万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ345万円とするものです。歳入の主なものは繰越金で、歳出は21年度清算による国、県への支払い基金と一般会計への返還金によるものです。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第53号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてです。

本案は、歳入歳出予算の総額2億710万2,000円に、歳入歳出それぞれ114万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億824万2,000円とするものです。これは人件費の増額補正と広域連合に納付するものが主なものです。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第54号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてです。本案は、歳入歳出予算の総額17億2,325万3,000円に、歳入歳出それぞれ47万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,372万4,000円とするものです。主に人事異動に伴い補正するものであり、歳入については保険料、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ増額し、歳出については総務費及び地域支援事業費を増額するものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものとなりました。

次に、陳情第3号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書」です。

本案は、外国籍を持つものに日本の参政権を安易に付与すべきでないと考えてるので、永住外国人に地方参政権を付与する法律を制定することがないよう求める陳情です。

審査の結果、賛成多数で可決いたしました。

陳情4号「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書の提出に関する陳情書」です。

本陳情は、夫婦別姓導入は、選択的とはいえ、明治以来の夫婦一体となった家族制度、よき伝統を壊してしまう働きをするので、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書を求める内容です。

審査の結果、賛成多数で可決しました。

以上で、総務厚生常任委員会の審査結果についての報告を終わります。

建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

それでは、建設文教常任委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第48号、55号、56号、57号、60号の計5件であります。案件ごとに申し上げます。

議案第48号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」。

議案の概要は、平成22年3月議会において、公共下水道の受益者負担の徴収を行わない条例を可決いたしました。そのことに伴う過去の受益者に、過去に徴収した受益者負担金の還付を現金で行わず、公共下水道早期接続対策事業交付金として原則的に三股町商工会の商品券で行おうとする条例改正案であります。

審査の過程で、問題、要望等が出されております。3月の定例議会に、当初予算とともに可決されたもので、提案するに当たり内部で十分に審議検討をしないで上程したと推察できる。予算書の還付金から交付金に、受益者負担の返還の性質を変えることには疑問が残る。また、この商品券が使用されなかった場合の事後の検討もされていない。町が商工会から商品券を購入するような方式の場合は、商工会に代金の返還を請求できるかなど、問題事項がある。商工会と再検討して、無制限の商品券にする配慮をすべきであるが、少なくとも該当者に不利益をこうむらないようにすることを強く要望いたします。

審査の結果、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第55号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額4,094万1,000円に、歳入歳出それぞれ136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,230万5,000円とするものです。人事異動に伴う補正及び下水道排水設備設置資金融資利子補給補助金であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第56号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額3,514万5,000円に、歳入歳出それぞれ92万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,607万1,000円とするものであります。

人事異動に伴う補正及び下水道排水設備設置資金融資利子補給補助金であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第57号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額2億8,678万8,000円に、歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,681万4,000円とするものであります。

議案第48号の条例改正案の予算の組み替え及び下水道排水設備設置資金融資利子補給補助金であります。

審査の過程で問題及び要望等を申し上げます。

還付金から交付金へ予算の組み替えにすることにより、申請がされなかった場合や納付した人が死亡等における権利者の取り扱いをどうするのか。今後も想定しないことが考えられます。還付金と交付金では権利者に対する考え方が基本的に違うと考えられます。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第60号「損害賠償の決定及び和解について」ご説明申し上げます。

平成21年8月23日、午前11時20分ごろ、三股町立文化会館において、会館利用者が扉をあけたことにより、通路を移動中のものと接触したことにより発生したものであります。賠償金122万7,460円で和解したものであります。

審査の過程で、要望といたしまして、文化会館はこのような設計上の問題が多過ぎます。再発防止に万全を期して、今後このような事件が発生しないような防止対策を検討すべきである。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教常任委員会に付託された案件の報告を終わります。

日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。指宿君。

議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例」について、審査の過程をお知らせを願いたいと思います。

この条例改正案は、旧条例から比べてどのような変化になったのか、説明があったのか、こうすることによっての影響を教えてくださいと思います。

上西さん。

国民健康保険の世帯別均等割が2万2,200円から1万9,000円に下げるということ、それから均等割が7,200円になること、それから世帯割、平等割が7,900円から6,300円に下がること。所得割が少し、100分の6.8から100分の7.85に少しふえます。そういうことで、全体としては昨年度よりも15.7%減額になります。そういうふうなことを説明を受けました。

指宿君。

個人の、私が申し上げているのは、多分常任委員会で国保の審議会の資料をもらわれたんだろうと思うんですね。我々には回ってきてません。と思います。想定標準世帯でこういう場合にはこういう推移しますよという説明がありましたかと聞いているわけで、条例改正案の内部を聞いているんじゃないんです。概論として、こういう想定した場合には旧税条例ではこうだけでも、新しいときにはこう移動しますよということを教えてくださいということでございます。

以上です。

上西さん。

そういうことは資料はもらってありません。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3、討論・採決を行います。

議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。上西さん。

議案第45号「三股町税条例の一部を改正する条例」について反対討論をいたします。

今回の改正では、個人住民税について、16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除及び

16歳以上19歳未満の扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ分12万円を廃止いたしました。もともと民主党のマニフェストにもなかった個人住民税の扶養控除廃止縮減で、過去最大規模の増税になります。子ども手当の支給2万6,000円の保証はなく、増税だけは恒久措置とされました。

以上で反対討論を終わります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（発言する者あり）失礼しました。ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第45号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第46号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第47号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。重久君。

じゃ、ただいま48号につきまして反対討論とするものであります。

内容におきましては、3月当初予算におきまして議決されたものを3カ月たった6月議会において条例及び予算を改正する、補正予算で組むという暴挙に近いものであります。我々が3月議会で議決した内容がこれほど変わって議会に上程されることに、一議員として、あくまでも公平・公正、そして中立の観点において、地区住民の立場に立った利益がなければならないものであります。納付したものの負担金を還付するというものにおきまして、商品券でこれを返すということは、だれも望んではないものであります。このような振り込めさぎにも等しいようなことをやるということに対しまして、私は地区住民いろいろの質問も受け、またここで反対討論をするものであります。

以上。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第48号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第49号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第51号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第51号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号「平成22年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第52号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第53号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第54号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第55号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第56号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。重久君。

私は、この案に反対するものであります。

先ほども申し上げましたが、この件につきまして、3月議会で議決を受けたもの、そして6月でたった3カ月の間に町長及び三役会議においてこのアイデアを出した人はだれですかということにおいて、堂々と私のアイデアであるという人がいました。ある町民に聞きますと、アイデアは町民の利益に帰着しなきゃならないものが、一行政が、接続をするときに加入負担金で現金をいただいて、返却するときには行政が一部の利益、つまり商工会の商品券を押しつけて、それでいいアイデアだということ、これはあくまでも行政が上からの目線でやっている施策の1つであります。こんなことが平然と行われるのであれば、なぜ3月議会においてこのアイデアは生かされなかったのか。議会議員として、私たちはただ上がってきたものを、そこで採決、議論するわけではありません。5年後、10年後を見て採決するものもあります。今回のこの案は、アイデアというものがこんなたった3カ月内で12名の議員が議決したのをひっくり返せるという前例を残すものであります。強く私はこの重さを感じ、反対とするものであります。

以上。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第57号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第60号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第60号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

陳情第3号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

陳情3号の「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書」ですが、これ反対討論をいたします。

地方自治法は、その住民について市町村の区域内に住所を有するものと規定しております。これらの規定に照らしても、自治体の運営は、本来国籍を問わず、その地域に在住するすべての住民の意思に基づき住民自身の参加によって進めるべきものです。よって、陳情3号に反対いたします。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論はありませんか。池田さん。

私はこの意見書の提出について反対の意見を述べます。

今、日本に住む永住外国人の方が約91万人おられます。その方々は、もう何ら日本の皆様との生活形態と何ら変わりもございません。納税もされておりまして社会的貢献もされております。そしてまた、選挙権の付与に関しては申請主義とかあるいは直接請求権を含まないとか、そういうものが付与されております。よって、この永住外国人への参政権付与の法制化に反対する意見に対しては反対いたします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないので、これにて討論を終結します。

陳情第3号は、総務厚生委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、陳情第3号は原案のとおり採択されました。

陳情第4号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。上西さん。

「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する

陳情書」に反対いたします。

今、世界的に見て、夫婦同姓を法律で強制している国は日本だけです。国連の女性差別撤廃委員会は、昨年8月、日本政府に対して民法改正を2年以内に改善すべき項目として勧告をしております。どの姓を名乗るかは本人の意思が何より尊重されるべきであり、その選択肢を閉ざす本陳情は、人権侵害にほかならず、反対をいたします。

以上で終わります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論はありませんか。池田さん。

私もこの意見書の提出に対して反対の意見を申し述べます。この意見は、夫婦別姓の制度に対して反対するという意見でございますが、この別姓に対しては法制審議会等が5年の歳月をかけて審議しておりました。その中でも、男女共同参画社会を実現するためにはこの導入が必要であるというのをもう既に答申しております。そしてまた、この別姓制度というのは、選択的っていう名目が頭に掲げております。ということは、強制ではなく、本人が希望すれば選択できるという制度でもございます。

よって、この反対に対する意見書に対しては反対いたします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。陳情第4号は、総務厚生委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、陳情第4号は原案のとおり採択されました。

先ほどの陳情第3号、第4号の採択に伴う意見書（案）の取り扱いについてお諮りします。意見書（案）第3号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）」、意見書（案）第4号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書（案）」を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第3の次に追加日程第1、「意見書（案）第3号から第4号上程」とご記入願います。

これより意見書案作成及び配付のため、10分間本会議を休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時57分再開

休憩前に引き続き本会議を再開します。

追加日程第1、意見書（案）第3号から第4号を一括して上程いたします。

意見書（案）第3号、意見書（案）第4号について、提出者の説明を求めます。原田君。

〔8番 原田 重治君 登壇〕

それでは、意見書（案）第3号について説明を申し上げます。

「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）」について、提案理由の趣旨説明をいたします。

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しております。永住権を持つ外国人については、地域に密接な関係を持つに至っていることから、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして地方参政権付与の議論がこれまでもなされてきたところであります。しかし、日本国憲法中の「住民」の解釈として、最高裁判所判例は、「住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としている。これらのことから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

そもそも外国人への参政権の付与は、国民主権や国家存立の根幹にかかわる重大事項であり、慎重かつ十分な討論がなされる必要があるものと考えている。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することがないよう強く要望するものです。

よろしく審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、意見書（案）第4号「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書（案）」について提案理由の趣旨説明をいたします。

現在、国においては、民法を一部改正し、夫婦が希望すれば結婚後もお互いに旧姓を名乗ることができる「選択的夫婦別姓制度の導入」が検討されています。女性の地位の向上や権利の確立のためには、個人の権利を認め、真に社会的な平等が保証される制度が重要であることは言うまでもないところですが、この制度が導入されれば親子で異なる姓を名乗ることになり、夫婦や家族の一体感が損なわれるおそれがある。また、事実婚や離婚を増加させ、婚姻制度の崩壊をもた

らすことが大いに懸念される。さらに、親子をめぐる痛ましい事件の増加や犯罪の低年齢化など家庭崩壊の危険、危機が叫ばれる中で、家族をばらばらにしてしまうことの制度の導入は我が国の将来に大きな禍根を残すことになるかと危惧される。

加えて、この制度導入に当たっては幅広く議論がなされておらず、とても国民の中に広くコンセンサスができていたとはいえない現状にある。

よって、国におかれては、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼす社会的混乱を招くおそれのある選択的夫婦別姓制度の導入することのないよう強く要望するものです。

よろしく審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

これより質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第3号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。上西さん。

外国人に対して地方参政権を与えることは世界の趨勢であり、時代の要請になっております。これは、経済・社会がグローバル化し、世界的に人的な交流が進む中で、世界の生活の拠点を移す外国人がふえているもとの、ますます強く求められております。そういうことで、私はこの意見書（案）には反対いたします。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。意見書（案）第3号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書（案）第3号は原案のとおり可決されました。

意見書（案）第4号「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書（案）」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないので、これにて討論を終結します。

意見書（案）第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議があるようですから、起立により採決します。意見書（案）第4号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書（案）第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上ですべての案件が議了しましたが、3月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時05分休憩

〔全員協議会〕

午前11時52分再開

休憩前に引き続き本会議を再開します。

それでは、以上で平成22年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 重久 邦仁

署名議員 中石 高男